

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成27年 2 月 26 日（木曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集挨拶並びに施政方針説明
- 日程第 5 議案第 1 号 愛西市交通安全条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 号 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 号 愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 号 愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5 号 愛西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第 6 号 愛西市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第 7 号 愛西市行政手続条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 8 号 愛西市職員定数条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 9 号 愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 愛西市教育委員会の委員定数を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第15号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第16号 愛西市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 愛西市手数料条例の一部改正について
- 日程第22 議案第18号 愛西市介護保険条例の一部改正について
- 日程第23 議案第19号 愛西市排水施設整備条例の一部改正について
- 日程第24 議案第20号 愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第21号 新市建設計画の変更について

- 日程第26 議案第22号 海部地方教育事務協議会規約の変更について
- 日程第27 議案第23号 市道路線の廃止について
- 日程第28 議案第24号 市道路線の認定について
- 日程第29 議案第26号 平成26年度愛西市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第30 議案第27号 平成26年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第31 議案第28号 平成26年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第32 議案第29号 平成26年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第33 議案第30号 平成26年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第34 議案第31号 平成26年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第35 議案第32号 平成27年度愛西市一般会計予算について
- 日程第36 議案第33号 平成27年度愛西市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第37 議案第34号 平成27年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第38 議案第35号 平成27年度愛西市介護保険特別会計予算について
- 日程第39 議案第36号 平成27年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について
- 日程第40 議案第37号 平成27年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第41 議案第38号 平成27年度愛西市水道事業会計予算について
- 日程第42 発議第1号 愛西市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第43 選挙第1号 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について
- 日程第44 議案第25号 愛西市統合庁舎建設・改修工事契約の変更について

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出席議員（20名）

1番	大野 則男 君	2番	山岡 幹雄 君
3番	石崎 たか子 君	4番	加藤 敏彦 君
5番	八木 一 君	6番	大宮 吉満 君
7番	近藤 武 君	8番	神田 康史 君
9番	杉村 義仁 君	10番	島田 浩 君
11番	河合 克平 君	12番	真野 和久 君
13番	吉川 三津子 君	14番	鬼頭 勝治 君

15番 大島一郎君  
17番 堀田清君  
19番 竹村仁司君

16番 鷺野聡明君  
18番 大島功君  
20番 高松幸雄君

---

◎欠席議員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	鈴木睦君
教育長	加藤良邦君	会計管理者兼 会計室長	水谷勇君
総務部長	石原光君	企画部長	山田喜久男君
経済建設部長	加藤清和君	教育部長	五島直和君
市民生活部長	永田和美君	上下水道部長	飯谷幸良君
消防長	小塚良紀君	福祉部長	小澤直樹君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部秀三	議事課長	佐藤敏彦
書記	山田宗一	書記	服部陽介

---

午前10時00分 開会

○議長（鬼頭勝治君）

皆さん、おはようございます。本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年3月愛西市議会定例会を開会いたします。

ここで御報告いたします。本定例会に、報道機関より取材のための撮影を許可されたい旨の申し出がありました。よって、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしますので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、7番・近藤武議員、8番・神田康史議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、平成26年12月22日に議会運営委員会が開催され、日程を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（大島 功君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る平成26年12月22日に正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日2月26日から3月20日までの23日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月20日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より3月20日までの23日間と決定いたしました。会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部南部水道企業団議会議員の1番・大野則男議員、お願いいたします。

○1番（大野則男君）

おはようございます。

海部南部水道企業団は、平成26年12月26日に平成26年第3回定例会が行われました。

付議事件といたしまして、議案第3号：平成26年度海部南部水道企業団水道事業補正予算（第1号）について、補正額1,407万円、補正後の予算総額25億1,032万2,000円、全員賛成で可決をされました。

以上で報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、海部地区水防事務組合議会議員の5番・八木一議員、お願いいたします。

○5番（八木 一君）

それでは、海部地区水防事務組合の御報告をいたします。

海部地区水防事務組合は、平成27年2月13日金曜日、日光川水防センターにおきまして平成27年第1回定例会が開催をされました。

付議事件といたしまして、議案第1号：平成27年度海部地区水防事務組合一般会計歳入歳出予算について、予算総額2,741万4,000円であります。全員賛成で可決をされました。

以上、報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、海部地区急病診療所組合議会議員の20番・高松幸雄議員、お願いいたします。

○20番（高松幸雄君）

海部地区急病診療所組合は、平成27年2月18日に平成27年第1回定例会が行われました。

付議事件といたしまして、議案第1号：海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例の一部改正については、全員賛成で可決されました。

議案第2号：平成26年度海部地区急病診療所組合一般会計補正予算（第3号）について、補正額962万1,000円、補正後の予算総額1億4,748万円、全員賛成で可決されました。

議案第3号：平成27年度海部地区急病診療所組合一般会計予算について、予算総額1億3,321万2,000円、全員賛成で可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、海部地区環境事務組合議会議員の2番・山岡幹雄議員、お願いいたします。

○2番（山岡幹雄君）

海部地区環境事務組合は、平成27年2月23日に平成27年第1回定例会が行われました。

付議事件といたしまして、管理者の選挙について、弥富市長・服部彰文氏が当選されました。

議案第1号：平成26年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第3号）について、補正額5,249万5,000円、補正後の予算総額34億6,407万2,000円、これを全員賛成で可決されました。

議案第2号：平成27年度海部地区環境事務組合一般会計予算について、予算総額33億3,901万8,000円、これも全員賛成で可決されました。

議案第3号：海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正については、賛成多数で可決されました。

議案第4号：海部地区環境事務組合職員の退職手当に関する条例の一部改正については、全員賛成で可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

御苦労さまでございました。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成26年10月から平成26年12月までにに関する出納検査についての検査報告がありました。

また、市長より、愛西市の出資等に係る法人の経営状況を説明する書類が提出されました。

それぞれの写しをお手元に配付をしております。

また、陳情が提出されておりますので、お手元にあります陳情一覧表のとおり所管の委員会へ送付をいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集挨拶並びに施政方針説明

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第4・市長招集挨拶並びに施政方針説明を議題といたします。

市長、お願いいたします。

○市長（日永貴章君）

改めまして、おはようございます。

それでは、本日ここに平成27年3月愛西市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、年度末を控え何かと御多用にもかかわらず御出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本年最初の定例会に当たり、平成27年度予算並びに関係諸議案の御審議をお願いするに際しまして、市政運営に臨む所信の一端を述べさせていただき、御理解と御賛同を賜りたいと思っております。

さて、私も市民の皆様方に御信任をいただき、市長に就任してから1年9カ月が経過いたしました。間もなく4年任期の3年目の年度を迎え、我が愛西市も、平成17年4月に4町村が互譲の精神で合併し、誕生してから10年の節目を迎えました。市民の間には、徐々にではありま

すが一体感が生まれつつあると思っております。

市の観光協会では、10周年を記念していただき、語呂合わせで「あいさいの日」に当たる1月31日に市民イベント「第1回あいさいフェスティバル」を開催していただきました。このように、多様な主体が市を盛り上げる活動をするための下地が、ゆっくりではありますが着実にできてきていますので、徐々に動きが大きくなっていくよう、行政といたしましても取り組みを強化するよう努力していきたいと思っております。

また、3月には統合庁舎増築棟も完成いたします。3月22日に増築棟完成式典を開催し、市民の方々、議員各位に見学していただけるよう、最終工事を現在行っております。また、増築棟の建設とあわせて、社会情勢の変化や市民ニーズなどに迅速かつ柔軟に対応できるよう、組織・機構の見直し・検討を進めております。職員一人一人の公務能率を向上させ、組織全体として、より市民の方々にわかりやすく、より効率的・効果的に行政サービスを提供できるよう努めてまいります。市民の皆様方に親しまれ、信頼される行政運営を目指し、今後も努力を重ねてまいります。

現在、財源確保・地域活性化の一つといたしまして、市長就任当初から積極的に取り組んでおります企業誘致につきましては、県企業庁から市内の南河田地区に工業用地を開発していただくことが決定いたしました。引き続き、今後は造成工事などインフラ工事が順調に推進されるよう関係機関と協力していくとともに、企業の誘致に向け、積極的にPR活動などを行っていきたくと考えております。本社機能を有する企業や製造業、また愛西市の基幹産業である農業を生かす第6次産業に関心のある企業など、幅広く企業の進出を促していきたいと考えております。

国の動きに目を向けてみますと、少子・高齢化の進行に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、首都圏への人口の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としたまち・ひと・しごと創生法が制定されました。それに伴い、将来の方向性を示すまち・ひと・しごと創生長期ビジョンや、これを実現するため、今後5カ年の目標の制定や、基本的な方向性を示すまち・ひと・しごと創生総合戦略が取りまとめられ、閣議決定されました。これらの推進に当たり、地方公共団体は地域の特性を生かした施策を主体的に実施することが今後重要になってまいります。市では、人口の現状と将来の展望を示す人口ビジョンを策定し、今後の目標や施策の基本的方向や具体的な施策をまとめた愛西市版総合戦略を策定し、進めてまいりたいと考えております。

次に、平成27年度予算編成についてであります。

市長就任以来、将来の愛西市に責任ある礎を築くため、進める決断ととどまる勇気の市政運営に努めております。平成26年5月には、初めての試みといたしましてタウンミーティングを市内6会場で開催をさせていただきました。市の今後の人口推移や財政状況、そして平成26年度の事業紹介などを直接説明させていただき、御意見などを伺う機会とさせていただきました。来場していただいた方々にアンケートをお願いし、その回答によりますと、防災・災害に対す

る関心が高いことがわかりました。このことを踏まえまして、平成27年度のタウンミーティング開催の内容については、検討していきたいと考えております。

さて、平成27年度の予算編成につきましても、将来展望、防災について、医療・介護の徹底の私の3つのマニフェストを柱にして現在進めております行政改革を推進し、議員各位や市民の皆様からいただきました御意見などを十分に検討し、持続可能な愛西市づくりのため編成したものであります。

1つ目の将来展望につきましては、本市を取り巻く状況は、少子・高齢化の進展により支える側の生産人口は減少し、支えられる側が増加している状況であります。財政状況は、依然として収入を地方交付税など依存財源に頼っている状況であります。また、この地方交付税も、合併による大きなメリットである合併算定がえ終了が現実のものとなりつつあり、この減収分の対策が急務であります。この実情を十分に理解し、将来を見据えた行財政改革が必要であります。今後も愛西市が持続可能な行政運営を行うため、現在、事業・サービスの検証・見直しを進めております。

平成26年度は、補助金と施設の使用料について検討を行っております。検討につきましては、行政の次世代を担うべき職員によるワーキングチームを立ち上げ、過去・現在・将来の内容の確認や、近隣自治体の状況などを議論するなど、職員が総力を挙げ、市の将来を見据え取り組んでおります。今後も、その他の事業、サービスにつきましても、スピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。

また、中・長期を見据えた公共施設のあり方の検討についても取り組んでおります。

本市の公共施設は、近い将来、次々と建てかえ時期を迎え、改修や建てかえ費用がこれまで以上に増大することが予想されます。また、少子・高齢化を初め多様化するさまざまな課題に対応するため、施設機能の複合化なども必要となってまいります。将来の人口動向や施設需要、財政状況などを十分に見きわめ、施設の長寿命化、総量規制、配置の見直し、転用など、あらゆる方向性を検討する必要があると考えております。公共施設などの課題の把握、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の検討、将来コストの算出と課題の整理などを行い、平成28年度の公共施設等総合管理計画策定に向け、検討を本格的に進めていきたいと考えております。

教育委員会では、子供たちによりよい教育環境を提供するため、小・中学校の適正規模等について検討を進めております。平成26年度は、学校規模及び学校配置の基本的あり方について、小・中学校適正規模等検討委員会で検討いただきました。検討委員会から出された提案を尊重しつつ、平成27年2月に愛西市立小・中学校適正規模等基本方針を策定いたしました。今後につきましては、小・中学校適正規模等検討協議会を設置し、基本計画の策定に向け、順次協議・検討を進めていきたいと考えております。適正規模化の取り組みは、児童・生徒の学校での教育などを最重要と考えるとともに、学校と地域の連携、交流の場としてコミュニティーの形成に果たされてきた役割や歴史的経緯などにも配慮しながら進めていきたいと考えております。

平成26年12月定例会で愛西市自治基本条例を御議決いただきました。地方分権の進展により、

地方自治体の役割と責任が増大し、地方自治体はみずからの責任において行政経営を行うことが求められております。本市においても、地域の特性を生かし、創意工夫を凝らし、自立した行政経営を進めなければなりません。

また、少子・高齢化に伴う人口減少により、人口構造の変化や市民ニーズ、価値観の多様化、厳しい経済状況が続くなど、地方自治体を取り巻く環境は今まで以上に厳しさを増すことが予想されます。従来どおりの行政が画一的な公共サービスを提供する仕組みでは、これら全ての課題を担っていくことは困難であると思われまます。「人々が和み、心豊かに暮らすまち」愛西市を次世代に引き継ぐためには、市民と行政、そして愛西市にかかわる全ての方々が互いに尊重し、役割を分担し、公共的な解決に当たる協働によるまちづくりを進めていく必要があると考え、進めてまいりたいと思っております。

2つ目の防災については、昨年、御嶽山の噴火や広島県での大規模な土砂災害を初め、全国各地で甚大な被害が発生いたしました。阪神・淡路大震災から20年の節目を迎え、東日本大震災から間もなく4年が経過しようとしています。過去の災害の経験と教訓を忘れてはなりません。

幸い、私どもの暮らすこの地域では、近年、大きな災害は発生しておりませんが、いつ起きても不思議ではない大災害に備える必要があります。災害時の情報伝達手段の一つとしてデジタル防災行政無線を市内全域に整備し、市民の皆様へ迅速かつ的確に情報発信できるよう、本年4月より運用を開始いたします。また、市内の12小学校区ごとの地区別防災カルテを作成し、身近な地域単位で防災に対する各種情報を地図などにわかりやすく整理した防災マップを作成することで、地域防災の支援をしていきたいと考えております。

災害時に最も重要で大切なことは、市民一人一人がまずは自分の身は自分で守り、自分たちの地域は自分たちでともに助け合い守るという自助・共助の意識を持ち、行動することと考えております。

昨年、自主防災会相互の連携を図っていただくため、立田地区で合同防災訓練を実施いたしました。小・中学生にも参加していただき、地区単位では市内で初めての取り組みでしたが、家庭や地域で日ごろの備えや災害時の行動について考える一つのきっかけとなる一日であったと思っております。今後も引き続き、これらの取り組みを通して自助・共助の精神をより強固なものとし、いざというときに行動できる地域づくりに市民の皆様とともに取り組んでいきたいと考えております。

3つ目の医療・介護の徹底につきましては、健康寿命の延伸の取り組みを初め、市民の皆様が健康に生活できる愛西市を目指しております。

昨年12月より、あいさい健康マイレージ事業をスタートさせました。健診の受診や健康につながる食事や運動の実践など、健康づくりに取り組むことによりポイントのため、一定のポイントをためることにより特典が受けられる事業であります。いつまでも健康に生活するためには、みずからの健康状態に関心を持ち、知った上で、みずからに合った健康づくりに取り組むことが大切であると考えております。

また、病気などの早期発見・早期治療及び健康に対する認識と自覚の高揚を図るため、がん検診の受診率向上の取り組みも進めております。対象者へ受診券の個別通知や、集団検診申し込みの電話受け付けなど、受診の機会をふやしたり、手続を簡便にするなど利便性の向上を図り、できる限り多くの対象者の方々に受診しやすいよう、事業の内容を検討し、進めております。昨年は、予約受け付けに予想以上の方々に申し込みをいただき、一時的に電話がつながりにくくなったとの反省を踏まえ、平成27年度は受け付けについてウェブ予約を導入し、さらなる受診率向上に努めてまいります。

今後も市民の皆様一人一人が、いつまでもみずからの健康状態を把握できる体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、3つのマニフェストを柱に、平成27年度予算編成は財源確保や新たな財源の創出が難しい中、市民の負託に応えるため、あれもこれもではなく、あれかこれかという視点に基づき事務事業の見直し及び重点化を図り、将来を見据えた事業計画の策定など、持続可能な行政運営を念頭に予算編成作業に取り組んだところであります。

今後も、行政のみではなく、市民と行政がともによりよい愛西市を目指し、将来に責任ある礎を築くため、進めるべきは進め、とどまるべきはとどまるとの基本姿勢で行政運営を進めていきたいとの考えを申し上げ、所信の一端を述べさせていただきました。

なお、本定例会に上程させていただいております平成27年度当初予算につきましては、一般会計、特別会計などを合わせた予算総額は385億4,085万8,000円で、前年比6.3%の減となっております。一般会計予算では213億1,200万円で、前年比14.2%の減となっております。予算の詳細につきましては概要書に記載をしておりますので、ごらんいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

今後も、よりよい愛西市の実現のため、議員各位並びに6万5,000余りの市民の皆様の一層のお力添えをお願い申し上げ、私の施政方針といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・議案第1号（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第5・議案第1号：愛西市交通安全条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（石原 光君）

それでは、議案第1号：愛西市交通安全条例の制定について、御説明を申し上げます。

愛西市交通安全条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由といたしましては、本市における交通安全の確保に関する施策の基本となる事項を定める必要があるからであります。

1枚おめくりをいただきたいと思っております。

愛西市条例第1号：愛西市交通安全条例ということで、恐れ入りますけれども、別添議案第1号資料に基づきまして内容説明をさせていただきますので、そちらのほうをごらんいただき

たいと思います。

まず条例の必要性でございますけれども、これは愛知県交通安全条例が昨年、平成26年10月14日に施行された経緯を踏まえまして、本市においても県の施策に歩調を合わせ、市、市民、事業者が一体となって交通安全を推進することが必要不可欠であるということから、条例の制定をお願いするものであります。

次に、今回制定をいたしました条例の特徴でございますけれども、交通安全を推進し、市民が安全で快適に暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としているものであります。また、交通安全について基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、市、市民、事業者が一体となって交通安全のための施策を推進するということを明記しているものであります。

次に、各条例の内容について概要説明を申し上げます。

まず第2条関係でございますけれども、これは基本理念について定めておりまして、交通安全の確保は市民の安全で快適な生活の実現の基本でありまして、人命の尊重及び交通安全意識の高揚によって、現在及び将来にわたって維持していくことを基本理念とするものであります。

次に、第3条から第5条の関係でございますけれども、この内容につきましては、市、市民、事業者の責務を明確に規定しているものであります。市の責務におきましては、交通安全に関する広報啓発活動、道路交通環境整備等の交通安全施策、関係機関等及び団体との緊密な連携について、そして市民の責務におきましては、交通安全意識と交通マナーの向上、市及び関係機関等の交通安全施策への協力について定めるものであります。次に、事業者の責務の関係におきましては、従業員に対する交通安全意識の高揚、市及び関係機関等の交通安全施策への協力について規定をするものであります。

また、第6条から第10条の関係でございますけれども、この内容につきましては市の施策の基本的な事項について定めております。1つとして良好な道路交通環境の確保、2つ目が交通安全教育の推進、3つ目が高齢者の事故防止、4つ目が飲酒運転の根絶、5つ目が自転車の事故防止と、この5つの基本的な事項についてそれぞれ規定を定めております。

また、本文のほうにおきまして、第11条から第13条におきまして、広報の実施及び情報の提供、団体への支援、また交通死亡事故等発生時の措置についてそれぞれ規定を設けております。

この条例の施行につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第2号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第6・議案第2号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（石原 光君）

それでは、議案第2号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

議案第2号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の制定について。

愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の給与及び旅費に関する条例を新たに制定する必要があるからであります。

ここで、条例の内容の説明に入ります前に、お手元に議案資料として地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要というものをお手元のほうに配付をさせていただいております。これは制定を含めまして、議案第8号、9号、10号、11号、22号、それぞれの条例改正にかかわるものでありますので、ここで私のほうから一括、概要について御説明を申し上げます。

資料のほうをごらんいただきたいと思っております。

先ほど提案理由にもございましたように、平成27年4月1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されております。これに伴いまして、関連する条例の整備、条例の制定、あるいは関係条例の一部改正という主要の改正と申しますか、必要が生じてまいりましたので、今回お願いをするものであります。

法律の一部改正の概要について、ここにある記載をされておりますけれども、概要について御説明を申し上げたいと思っております。

また、趣旨につきましては、教育の政治的中立性、継続性、安全の確保、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図り、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うというのが今回の法の改正の趣旨でございます。

概要のまず1点目といたしまして、教育行政の責任の明確化であります。これは教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置でございます。これは、新教育長を置くことにより、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め、教育行政の第一義的な責任者を明確にするというものであります。

次に、概要の2点目でございます。総合教育会議の設置、それと大綱の策定であります。これは、首長が招集する総合教育会議を全ての地方公共団体への設置と、それから教育に関する大綱を首長が策定をするという内容のものであります。

3点目といたしまして、国の地方公共団体への関与の見直し、これはいじめによる自殺等ですね。それから、児童・生徒の生命・身体への被害の拡大、それから再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化するため、今回見直しが図られております。

4点目として、その他につきましては、総合教育会議、教育委員会の会議の透明化、これは原則として会議の議事録を作成し、公表することとされております。そして、現在の教育長は教育委員会委員としての任期満了まで従前の例により在職をするというものでございます。

以上が今回の法改正の概要でございます。

それでは、本文の内容について御説明申し上げます。

1枚おめくりをいただきたいと思っております。

愛西市条例第2号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例でございます。

先ほど申し上げましたように、今回の新教育制度の導入に伴いまして、現在の教育長の給与条例の根拠法であります教育公務員特例法における教育長の給与を規定する条文が削除されます。また、教育長が議会の同意を得て任命されることによりまして、一般職から特別職となります。そして、地方自治法第204条の規定によりまして特別職の給与を条例で定めることとしているため、今回、新たに教育長の給与条例を制定するという経緯でございます。

そして、各条文の内容でございますけれども、第2条第1項の給料月額、第2項の諸手当等、第3条の給与の支給、第4条の旅費など支給内容については、従前からの変更はございません。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございますけれども、経過措置として、この条例の適用については、現在の教育長の任期が満了し、新教育長就任後から適用するという内容でございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第7・議案第3号（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第7・議案第3号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○福祉部長（小澤直樹君）

議案第3号の提案説明をさせていただく前に、おわびと訂正をさせていただきたいと思っております。

過日お送りさせていただきました議案の別表第1の定義の欄におきまして、一部文言が落ちておりました。訂正いたしました議案を本日お手元に配付させていただいております。十分確認したつもりではございますが、一部解釈が足りないところもありまして、修正をさせていただきました。おわび申し上げます。

それでは、議案第3号について説明をさせていただきます。ごらんください。

議案第3号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について。

愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、子ども・子育て新制度の施行に伴い、愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する基準を定める必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第3号：愛西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例でございます。

この条例の第3条におきまして、施設給付の対象となります保育園や幼稚園、地域型保育を利用された場合に保護者の方に利用者負担をお願いするといった旨の規定でございます。

第4条におきましては、認定時間を超えて保育園等を御利用になった場合の延長保育料について定めておりまして、この2つの条文が条例の中核をなす部分でございます。

利用者負担の階層認定の根拠でありますとか負担額の軽減等、具体的な運用基準につきましては、資料の2といたしまして、利用者負担額等に関する条例施行規則の案を添付させていただいております。細かい内容については、お目通しいただければと思っております。

この条例におきましては、附則におきまして幾つかの規定を定めさせていただいております。附則をごらんください。2ページになります。

第1条といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行をさせていただくものでございます。ただし、先ほどの延長保育の規定につきましては、平成28年度から施行するというものでございます。

附則の第2条におきましては、新制度の施行に伴いまして必要がなくなります愛西市保育の実施に関する条例を廃止するといったものでございます。

第3条におきましては、本条例と先ほどの施行規則を制定することによりまして、愛西市保育園設置条例の一部を改める必要がございますので、文言を改めるといった規定でございます。資料の1に新旧対照表をつけさせていただいております。

第4条におきましては、ここが今回の特徴的なところでございます。経過措置を規定させていただいております。従来から説明をさせていただいておりますように、平成27年度におきましては保育に係る利用料に変更はありません。ありませんが、階層区分の定義、こちらを所得税から市町村民税に変更をするといった変更がございますので、附則の別表第1を適用させていただきたい。次の年、平成28年度と平成29年度の保育園の利用者につきましては、附則の別表の第2、第3にお示ししましたような暫定的な利用者負担額表を用いて、負担が大幅に変動しないよう段階的に負担増をお願いしていきまして、平成30年度におきましてはこの条例で定めます本則の負担額表とするといった内容になっております。

この条例の別表第1に定めます1号給付関係の利用者負担額表、3ページになりますが、これについては子ども・子育て新制度に移行する幼稚園に適用する表でございます。これについては本年4月1日からの適用といった内容になります。

非常にわかりにくい部分がありますので、要点だけちょっとかいつまんでもう一度申し上げます。

まず資料の一番最後、資料の3をごらんいただきたいと思っております。グラフが載っております。このグラフにつきましては、本年度、愛知県が実施いたしました保育料の弾力徴収率の統計資料を用いて作成をしたものでございます。この弾力徴収率といいますのは、国が定めております標準的な保育の利用料に対して、実際に各自治体がどの程度の金額を徴収しているかといっ

目安でございます。この差額につきましては、おのおの自治体が負担することになりまして、ごらんいただきましたように愛西市につきましては、左から4番目のところに斜め線のグラフがあります。この位置におきまして、国基準のおおむね43%ほどの徴収率となっております。見ていただくとわかりますが、県下では50%を超える自治体が多くございまして、一番右側にあります東海市におきましては国基準の83%ほどの徴収率となっております。愛西市の2倍近い徴収率といったこととなります。

また、参考に、今回利用料の改定をさせていただいた本則の利用料を徴収したとして試算をさせていただいております。横軸の市町村名のところに愛西市（30年度）と表示がございます。試算の結果、負担増をお願いした後に、愛西市の位置はこの位置に来るといった内容でございます。保護者の方につきましては負担増になりますけれども、こういった現状を御理解いただきたいところでございます。

また、従来と今回の条例の違いでございますが、大きく4つございます。1つ目につきましては、保育におきましては短時間保育と標準時間保育、こういった2つに分けて利用料の設定をさせていただいたということ。それから、利用料の適用区分を従来のもとの所得割を基にしたものから、市民税の所得割に変えさせていただいたということ。それから3番目としまして、市民税の非課税世帯にも応分の負担をお願いするようにしたこと。それから、平成28年度から30年度まで段階的に利用料を引き上げるといったことでございます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第8・議案第4号（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第8・議案第4号：愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○福祉部長（小澤直樹君）

それでは、議案第4号について説明をさせていただきます。

議案第4号：愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の制定について。

愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、愛西市の放課後児童健全育成事業の実施のための条例を制定する必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、愛西市条例第4号：愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例でございます。

第1条におきましては、制定の趣旨といたしまして、放課後児童健全育成事業の実施に関する必要な事項を定めると規定をさせていただいております。

第2条におきましては、事業の対象の規定をしておきまして、本市に住所を有する小学生で、

家庭での保育が困難な児童を対象とするをいたしております。

第3条では、市が設置する児童クラブを定めております。

第4条におきましては事業を実施する日について、第5条ではその時間帯について規定をさせていただきます。

はねていただきまして、第6条につきましては、放課後児童クラブを指導するための放課後児童支援員の設置の基準について、今回の条例の中では明確に規定をさせていただきます。

第7条以降につきましては、使用する場合の規定でございまして、7条ではクラブへの登録について、8条では登録の取り消しについて定めてございます。

第9条から11条につきましては、児童クラブの利用料に関する規定でございまして、9条では利用料の額、第10条では利用料免除について、11条では利用料の還付について定めております。

12条以下については、一般事項でございまして。

最後に附則といたしまして、この条例につきましては、平成27年4月1日からの施行を定めております。

附則の2でございまして。この事業は既に愛西市放課後児童健全育成事業実施要項により実施をされております関係上、みなし規定を設けさせていただいたものでございます。

はねていただきますと、本議案の資料としまして、条例の施行規則の案を添付させていただいております。第1条1項では、それぞれの児童クラブの定員について定めております。第2項につきましては、長期休暇等で一時的に利用者が増加した場合の取り扱いについて定めております。第2条以降につきましては、条例で定めております事項の具体的な内容について定めておりますので、お目通しをいただければと思っております。説明は以上でございまして。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第9・議案第5号（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第9・議案第5号：愛西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○福祉部長（小澤直樹君）

議案第5号：愛西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。

愛西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございまして。

提案理由といたしまして、この案を提出いたしますのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴いまして、新たに条例を制定する必要があるからでございまして。

はねていただきまして、愛西市条例第5号：愛西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運

営に関する基準等を定める条例でございます。

もう1枚はねていただきまして、議案第5号の資料をつけてございます。これで説明をさせていただきます。

第1条につきましては、この条例の趣旨を規定しておりまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、いわゆる地方分権一括法によります介護保険法の一部改正によりまして、従来は厚生労働省令により定められておりました事業に関する基準を市町村の条例により定めることとされたものでございます。

第2条におきましては、指定介護予防支援事業者の指定を受けることができる者は法人とするといった内容でございます。

第3条におきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、厚生労働省令に定めるとおりとする内容でございます。

附則としまして、施行日を平成27年4月1日とするものでございます。

以上でございます。

○議長（鬼頭勝治君）

ここで休憩をとります。再開は11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第6号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

それでは次に、日程第10・議案第6号：愛西市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（小澤直樹君）

議案第6号：愛西市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定について。

愛西市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の施行に伴い、新たに条例を制定する必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第6号：愛西市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例でございます。

もう1枚はねていただきまして、資料により説明させていただきます。

第1条におきましては、先ほどの議案第5号と同様の理由でございます。厚生労働省令によって定められておりました地域包括支援センター職員に係る基準等を市町村の条例により定めることとされたものでございます。

第2条におきましては、地域包括支援センター職員に係る基準及び当該職員の員数につきまして、それから第3条ではそれ以外の事項に関する基準について規定をしております。ともに厚生労働省令に定めるとおりとする内容になっております。

附則といたしまして、施行日を平成27年4月1日とするものでございます。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第11・議案第7号（提案説明）

### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第11・議案第7号：愛西市行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由及びその内容の説明を求めます。

### ○総務部長（石原 光君）

議案第7号：愛西市行政手続条例の一部改正について、内容説明を申し上げます。

愛西市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、行政手続法の一部改正に伴いまして、市における行政手続に共通する事項を定めたことにより、行政運営における透明性の向上及び公正の確保を図るため改正する必要があるからであります。

1枚おめくりをいただきたいと思っております。

愛西市条例第7号：愛西市行政手続条例の一部を改正する条例。

愛西市行政手続条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、別紙に添付をさせていただいております新旧対照表により御説明をさせていただきますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思っております。

まず今回の法律改正は、法令等に違反する事実の是正のための処分、それから行政指導を求めることができる処分等の求めの手続や、法律の要件に適合しない行政指導の中止を求めることができる行政指導の中止等を求める手続を新設するという改正でございます。こういった新設することによりまして行政運営における公正の確保と透明性を図るもので、この趣旨にのっとり今回条例改正をお願いするものであります。

それで、新旧対照表の2ページをごらんいただきたいと思っております。

まず新設の規定でございますけれども、第33条行政指導の方式の関係でございますけれども、この内容につきましては、行政指導をする際に、市が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を持っていることを示すときは、その相手方に対しまして、1号で根拠となる法令の条項、2号で当該条項に規定する要件、3号で当該権限の行使が要件に適合する理由について示さなければならないとする規定を、今回改正により設けるものであります。

次に、34条の2、行政指導の中止等の求めの関係につきましては、これは法令に違反する行

為の是正を求める行政指導の相手方は、その行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと思うときは、市に対しましてその旨を申し出て、行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができること。また、申し出を受けたとき、市は必要な調査を行い、その行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないとする規定を設けるものであります。

次に、4ページのほうをごらんいただきたいと思います。

35条の2、これは処分等の求めについて規定を設けたものであります。内容につきましては、何びとも、法令に違反する事実を発見した場合に、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思うときは、市に対し、その旨を申し出て、処分または行政指導をすることを求めることができること、また申し出を受けたとき、市は必要な調査を行い、必要があると認めるときは、その処分または行政指導をしなければならないということを規定に定めたものであります。

本文にお戻りいただきまして、施行期日の関係でございますけれども、平成27年4月1日から施行するものでありまして、附則の第2項の愛西市条例の一部改正につきましては、今回条例改正に伴いまして、引用する条項についても改正をするという内容でございます。

以上、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第12・議案第8号から日程第15・議案第11号まで（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第12・議案第8号：愛西市職員定数条例の一部改正についてから、日程第15・議案第11号：愛西市教育委員会の委員定数を定める条例の一部改正についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○総務部長（石原 光君）

議案第8号：愛西市職員定数条例の一部改正について、内容の説明を申し上げます。

愛西市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、引用する条項を改正する必要があるからであります。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

愛西市条例第8号：愛西市職員定数条例の一部を改正する条例。

愛西市職員定数条例の一部を次のように改正するということで、先ほど申し上げましたように、今回の新教育制度の導入に伴いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定いたしております教育委員会事務局職員の定数を規定する条文の番号が変更となりましたので、引用する条文の番号の改正をお願いするという内容でございます。

なお、教育委員会事務局職員の定数の内容については、従前から変更はございません。

この条例につきましては、平成27年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第9号：愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由につきましては、重複給付の禁止項目及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会委員長の報酬額の規定を削除する必要があるからであります。

1枚おめくりをいただきたいと思えます。

愛西市条例第9号：愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するというので、内容の説明につきましては、別紙新旧対照表のほうで御説明をさせていただきますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思えます。

まず、この議案につきましても、新教育制度の導入に伴いまして教育委員長と教育長が一本化され、これは先ほど概要でも申し上げましたが、教育委員長が存在しなくなります。その制度改正に合うように、教育委員長の報酬額の規定を削除するという内容であります。この条例の適用につきましては、前後しますけれども、附則で経過措置を設けておりますように、現在の教育長の任期が満了し、新教育長就任後からの適用となるものであります。

前後いたしますけれども、これは教育制度の導入とは直接関係はございませんけれども、第3条の重複給付の禁止を今回の改正で廃止をしております。これは、非常勤特別職の人手不足、殊に消防団員さんの確保というのは非常に難しいという状況も踏まえた中で、現状を打破するために廃止をするというものであります。

ただし、報酬を得て職務以外の業務に従事する場合には、営利企業等の従事制限に関する規則という市の規則がありまして、その規則に従い、許可をした者に限るものとしております。

そして、今回の重複給付の禁止を廃止いたしましても、兼務する職務については、先ほど申し上げました営利企業等従事許可での管理体制を図るといような体制を図っております。

この条例につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。以上、よろしく申し上げます。

次に、議案第10号の関係でございます。

議案第10号：愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について。

愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、教育長の給与、旅費、勤務条件及び職務専念義務免除の規定を改正する必要があるからお願いをするものであります。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

愛西市条例第10号：愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正するということで、この内容説明につきましても、資料の新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

まず第1条の改正でございますけれども、第1条におきましては、先ほど来申し上げておりますように、今回の新教育制度の導入に伴いまして、現在の教育長の勤務時間等の根拠法であります教育公務員特例法における教育長の勤務時間等を規定する条文が削除されます。また、今後の教育長の勤務時間等や職務専念義務免除は、先ほど申し上げましたように、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律によることとなります。これに伴い、教育長の服務に関する規定を今回改正するという内容でございます。

それで、第2条で勤務時間その他の勤務条件について。

1枚おめくりをいただいた裏側でありますけれども、第3条で職務に専念する義務の免除について、それぞれ規定の整備を図っておりますけれども、内容につきましては、従前から変更はありません。ただし、条文にもありますように、服務関係の承認行為につきましては、教育委員会が承認をすることとなりますので、承認者の読みかえの改正も今回しております。

なお、施行につきましては、平成27年4月1日からの施行となりますけれども、これも経過措置を設けておりまして、この条例の適用は現在の教育長の任期が満了し、新教育長就任後からの適用となるという内容でございます。

以上、よろしく申し上げます。私のほうからは以上です。

#### ○教育部長（五島直和君）

私のほうから、議案第11号：愛西市教育委員会の委員定数を定める条例の一部改正について、説明をさせていただきます。

愛西市教育委員会の委員定数を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会の委員定数を改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりいただきまして、愛西市条例第11号：愛西市教育委員会の委員定数を定める条例の一部を改正する条例。

愛西市教育委員会の委員定数を定める条例の一部を次のように改正する。

改正の内容でございますが、今回の法律の改正に伴いまして、教育長は首長が議会の同意を得て直接任命することとなります。よって、教育委員という捉え方ではなくなります。それに伴いまして、本則中の委員定数の6人を5人に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

附則第2条の規定により、なお従前の例により在職するものとされる教育長の教育委員会の教育委員としての在任中に限り、改正後の愛西市教育委員会の委員定数を定める条例の規定は適用せず、改正前の愛西市教育委員会の委員定数を定める条例の規定は、なおその効力を有するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第12号から日程第20・議案第16号まで（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第16・議案第12号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてから、日程第20・議案第16号：愛西市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（石原 光君）

それでは、順次御説明をさせていただきます。

議案第12号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について。

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由につきましては、平成26年8月7日に出されました人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑みまして、特定任期付職員の給料月額及び期末手当を改定するに伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきたいと思えます。

愛西市条例第12号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正するというところでございます。

内容の説明につきましては、新旧対照表のほうで御説明申し上げますので、そちらをごらんいただきたいと思えます。

まず人事院勧告の勧告に伴いまして、今回改正をお願いするものでありますけれども、第7条の関係の改正につきましては、特定任期付職員の給料月額を行政職給料表との均衡を図るため、改正をお願いするものでありまして、第9条の期末手当の改正は、これも人事院勧告により、昨年12月でありましたけれども、勤勉手当の0.15月引き上げをされております。その支給について12月支給月で昨年は調整を図っておりましたが、これを本来の期末手当の支給月である6月期と12月期にそれぞれ配分変更するという内容のものでございます。

この条例の施行につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第13号の愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を

別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名。

提案理由につきましては、平成26年8月7日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与の改定に関する勧告に鑑み、議員の期末手当の改定及び議員の内国旅行の場合の日当制度を廃止するに伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきたいと思ひます。

愛西市条例第13号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正するということで、これも資料の新旧対照表のほうで御説明をさせていただきたいと思ひます。

まず第6条の期末手当の改正でございますけれども、先ほど議案第12号と同様な改正でありまして、6月期と12月期の支給月の月数の配分を変更するものであります。

また、裏側の別表に定める旅費区分の関係でございますけれども、この旅費区分において、1日につき2,600円の日当支給を廃止するというので、今回改正をお願いするものであります。

この条例の施行につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第14号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由につきましては、先ほどと同様に平成26年8月7日に出されました人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑みまして、市長、副市長の期末手当の改定並びに市長、副市長の内国旅行の場合の日当制度を廃止するに伴い、改正する必要があるということで今回お願いを申し上げるものであります。

1枚おめくりをいただきたいと思ひます。

愛西市条例第14号：愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正すると。

これも内容説明につきましては、別紙新旧対照表により御説明をさせていただきます。

第4条の諸手当の改正につきましては、期末手当の改正でございます、先ほどの議案第13号の改正と同様に、6月期、12月期の支給月の配分を変更するというものでございます。

また、別表に定めております内国旅行の日当1日につき2,600円の支給を廃止するというのでお願いをするものであります。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第15号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について。

愛西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本

日提出、市長名であります。

提案理由につきましては、平成26年8月7日に出されました人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑みまして、職員の給料月額、地域手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当及び勤勉手当を改定するに伴い、改正する必要があるということで今回お願いを申し上げます。

1枚おめくりをいただきたいと思っております。

愛西市条例第15号：愛西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するということで、それぞれの内容説明につきましては、一番最後のほうに一部改正の概要というものを添付させていただいておりますけれども、そちらのほうをごらんいただきたいと思っております。これに沿って説明をさせていただきます。

まず今回の条例改正でございますけれども、これは先ほど来申し上げておりますように、平成26年8月7日の人事院勧告に伴う一般職に関する給与を変更するというものでございます。この人事院勧告のうち、昨年の12月議会で御承認いただいたのは、給与支払い事務のスケジュール上、早急な承認が必要な案件について議案の上程をお願いしました。しかしながら、今回の案件は平成27年4月1日からの施行でありまして、御審議をいただく時間を設けるために同じ人事院勧告に給与改定ではございますけれども、12月、今回と2回に分けて議案を提出させていただいておりますので、その点御理解がいただきたいと思っております。

まず概要のほうの内容に入りますけれども、前後いたしますけれども、最初に3ページをごらんいただきたいと思っております。

3ページの7の給料表の改正について説明をさせていただきます。ここにも付記をさせていただいておりますけれども、まず行政職給料表の水準を図る方法が、これは人勧のほうから示されておりますけれども、民間賃金水準の低い12県を1つのグループとした場合の官民較差を踏まえることによりまして、その結果、行政職給料表の水準を平均2%引き下げるものです。

内容につきましては、50歳代後半層における官民の較差を考慮して、最大4%ほど引き下げという内容になっております。また一方、40歳代や50歳代前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から、5級・6級に号給を増設しております。これが一つの特徴であります。

そして、この改正に伴いまして単純労務職給料表も引き下げを行いますが、医師の処遇確保の観点から医療職給料表の改正は行いません。ただし、職員の生活への影響を考慮しまして平成30年、これは平成27年4月1日からありますけれども、平成30年3月31日までは現給保障による激変緩和措置を実施することとしております。

以上が給料表の改正の内容でございます。

申しわけございません。また1ページのほうにお戻りください。

1の地域手当の改正でございますが、先ほど申し上げましたように、給料表を下げたことに伴いまして官民給与の実情をより適切に反映させるため、地域手当の支給率を6%に引き上げるという改正でございます。ただし、さきに述べましたように現給保障の観点から、平成27年

度は4%で支給するという事で今回改正をお願いしておるものであります。

2点目の単身赴任手当の改正につきましては、公務が民間を下回っている状況を踏まえ、支給額の引き上げ改正を行うものであります。

次に、2ページのほうをごらんいただきたいと思ひます。

ここでは管理職員特別勤務手当の改正をお願いしているものでありますけれども、現行制度の7級管理職員の上限金額を、国家公務員と同額にするという改正でございます。また、災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外、平日ですよ。その平日における深夜の午前零時から午前5時までの間に勤務した場合においても、管理職員特別勤務手当を支給するという事で、今回改正をお願いするというものであります。

次の4の勤勉手当の改正につきましては、昨年の12月議会で改正をいたしました支給月数0.15月の引き上げがあったわけでありまして、これを6月期と12月期に配分するため、支給月数を変更するものであります。

次の5の再任用職員の適用除外の規定の改正につきましては、これは再任用職員に対しても単身赴任手当を支給できるものとするということで改正をするものであります。

6の附則の改正でございますけれども、附則第11項でございますけれども、これは平成22年度から実施をしております55歳を超え、かつ行政職給料表の6級以上に在給する職員に対する給料表等の減額措置を廃止するものであります。

以上が今回の改正の主な内容であります。

ここでちょっと前後いたしますけれども、先ほど来、改正の内容を申し上げてきました議会の議員さん、それから特別職及び特定任期付職員の条例改正においても、先ほど申し上げておりますように、一般職員と同様に勤勉手当の支給月数の配分の変更と、それからまた特定任期付職員の給料表も引き下げの改正を行っておりますので、この辺を御理解がいただきたいというふうに思っております。

また、今回の一般職の給与改定、いろいろあったわけでございますけれども、この給与改正による影響額につきましては、資料3をごらんいただきたいと思ひますけれども、それぞれ改正項目ごとに試算額を記載させていただいておりますので、お目通しがいただきたいというふうに思っております。

この条例の施行につきましては、平成27年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第16号：愛西市職員等の旅費に関する条例の一部改正について。

愛西市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由につきましては、内国旅行の場合の日当制度の廃止に伴い、改正する必要があるからであります。

1枚おめくりをいただきたいと思ひます。

愛西市条例第16号：愛西市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

この関係につきましても、別紙に概要書を添付させていただいておりますので、この概要に基づきまして御説明をさせていただきますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思っております。

今回の旅費制度の条例の改正でございますけれども、この関係につきましては、昨年の9月議会において答弁をされましたように、旅費制度の日当支給を廃止するというものでございます。それで、日当日当と言われますけれども、まずこの日当について御説明をさせていただきたいと思っております。

この日当とは、旅行中の昼食費を含め、旅行雑費及び旅行先の目的地である地域内を巡回する場合の交通費を賄うための旅費だと、こんなような捉え方があるわけでありまして。それで、金額的にはおおむね昼食代等が半分、それから目的地内の交通費が半分という構成が考えられております。

しかし、旅行でない場合は当然昼食というのは自費で賄っておりますし、鉄道賃等は実費弁償として、日当とは別に旅費の支給があります。そういったことから、日当の支給について定義が曖昧であり、また給料との二重支給という誤解を招くと、こういったような可能性があることを踏まえまして、日当制度を廃止するのが望ましいという結論から、今回改正をお願いするという経緯でございます。

そして、資料にもありますように、改正につきましては、①にありますように、一般職員の1日につき2,200円の日当支給を廃止するというものでございます。これに伴いまして、日当の金額を積算根拠といたします②の日額旅費の廃止、それから③の着後手当、④の扶養親族移転料の積算根拠からそれぞれ日当分の金額を削除するというものでございます。

また、現行制度では日当で賄うべき旅費である在勤地以外の同一地域内旅行に対する旅費は支給をされておりました。しかしながら、今回の日当制度の廃止に伴いまして、在勤地以外の同一地域内の旅行に対しても旅費を支給する必要があるため、①の下段にも整理をさせていただいておりますように、第21条の規定を削除しました。

なお、この日当制度の廃止については内国旅行に限るものであり、外国旅行における日当の支給については、日当制度を廃止しております愛知県や他団体の傾向及び外国における予想だにしない事態に対応することを踏まえまして、引き続き支給するというので、規定はそのまま残しておきます。

それで、これも先ほど来説明申し上げますように、議会の議員さん、それから市長、副市長及び教育長の日当の支給につきましても、先ほど申し上げました一般職の職員と同様の改正の趣旨に基づいてお願いをしておりますので、その点は御理解がいただきたいと思っております。

この条例の施行につきましては、平成27年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・議案第17号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第21・議案第17号：愛西市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（小塚良紀君）

それでは、議案第17号の愛西市手数料条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案第17号：愛西市手数料条例の一部改正について。

愛西市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、愛知県事務処理特例条例の改正による事務の権限移譲に伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめぐりいただきまして、愛西市条例第17号：愛西市手数料条例の一部を改正する条例。愛西市手数料条例の一部を次のように改正する。

内容といたしましては、別表第1(2)の表の次に次の1表を加えるというものでございます。新旧対照表のほうをお願いいたします。

種類といたしまして、火薬類取締法第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に対する審査。単位は1件、金額は7,900円でございます。

なお、金額につきましては、火薬類取締法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令で示されております金額と同額となっております。

また、煙火の消費量や花火大会などの規模の違いによる手数料額の違いはございません。

ちなみに、市内に該当する煙火消費は、例年ですと2件ございます。

1枚お戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行したいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議案第18号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第22・議案第18号：愛西市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（小澤直樹君）

議案第18号について御説明をさせていただきます。

議案第18号：愛西市介護保険条例の一部改正について。

愛西市介護保険条例（平成17年愛西市条例第113号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは介護保険法施行令の一部改正及び介護保険料の額の改定等に伴い、改正する必要があるからでございます。

はねていただきまして、愛西市条例第18号：愛西市介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

内容の説明につきましては、添付させていただいております資料の2、グラフが載っております資料でございます。こちらを用いて説明をさせていただきたいと思っております。

資料の中ほどに階段状の図がございます。これにつきましては、第5期現行の介護保険料の所得区分とおおのの保険料の状況を示したものでございます。

図の左のほうに上から1.75、1.50、ずうっと下まで0.50と数字がございます。これは所得の状況に応じて基準額に掛け算するための保険料率を示したものでございます。グラフの中ほどに基準額月額4,350円と表示がされております。この第6段階を料率1.00といたしまして、右のほうへ行くほど所得の多い人になりまして、最高の11段階では基準額に料率1.85を乗じた保険料設定となっております。逆に、グラフの左のほうへ行くほど所得の少ない方の設定でございまして、最低につきましては第1段階でございまして、基準額に0.50を乗じたものが保険料となっております。愛西市では、この所得区分を11の段階に設定をさせていただいております。料率については、0.50から1.85までの幅で現状設定をさせていただいております。

この真ん中の図の下、大きな矢印があります。これのすぐ上になります。ここが、国が設定しております所得区分と料率を示しております。見ていただいておりますように、愛西市では国より所得区分をより細かく設定をさせていただいて、低所得者層の負担を軽減させていただいております。

その負担軽減分につきましては、国の基準で言います右のほうの第6段階を愛西市では3つの段階に区分をいたしまして、所得の多い方に国の基準を超える御負担をお願いしております。このグラフの中では、黒く塗り潰してあるところが愛西市独自に軽減措置を行っている部分をあらわしております。これは現況でございまして、これを第6期、次の27年度からどうなるかをお示ししたのが大きな矢印の下の絵になります。

まず、第一に一番関心のあります基準額でございますけれども、認定者数がふえている、それから供給する介護サービスがふえているといったこと、それから将来的な予測も交えまして、第5段階のところにお示しさせていただいております月額4,800円に設定したいと考えております。

次に、今回の改正で変わったところを少し御説明をさせていただきたいと思っております。この図の一番下の欄になりますが、先ほどと同じように今回改定後の国基準の欄をごらんいただきますと、所得区分が従来国においては6段階でありましたものを9段階に細分化されてきております。また、料率の設定におきましても、国は従来最高で1.50でありましたものを、今回から1.70に拡大をしております。この国の変更してきた区分に合わせるといった作業が必要になりまして、市が設定をしておる段階にも若干の変更が必要になってきております。例えば下の図の愛西市でいいます第9段階をごらんさせていただきたいと思っております。ここにつきましては、区分変更をすることによりまして、料率が従来の1.50から1.70まで大きく変動してしまうといった状況もございまして、激変緩和措置といたしまして、国には設定がございませんが、料率1.60を設定して適用をさせていただこうとするものでございます。

これの左のほうにあります第2、第3、第4段階、黒く塗ってありますが、こちらについて

は従来どおり低所得者の方に配慮した独自の軽減を行っていかうとしているものでございます。同様に、第10、第11段階での国の基準を上回る料率も同様の考えでございまして、御負担をいただきたいという考えでございます。

今回、特徴的な設定をいたしておりますのが、この図の一番左側、第1段階でございまして、保険料を、国からの公費負担をすることによりまして、本来0.50である料率を0.45に軽減をさせていただいております。これにつきましては、消費税を増税することによる財源を充てまして、もっと手厚く保険料の軽減を行う予定で作業が進んでおりましたが、増税が先送りになった関係で小規模の実施となったものでございます。

それから、一番下の介護給付費準備基金の取り崩しによる保険料の軽減というのが丸ぼちであります。これの内容につきましては、第6期の介護保険事業計画を策定します段階で、将来的な介護サービスに要する経費の総額、トータルの経費ですね。これを算出いたしまして、単純に保険料を算出いたしましたところ、月額5,087円という計算結果となりましたが、第5期、現在の計画でございまして、第5期の終了時点で特別会計の基金残高が4億2,000万ほどになるといった見込みもございまして、これの半分ほどを取り崩しまして保険料に充当をしたいと。そういった作業を行うことによりまして、月額4,800円といった設定を計画させていただいたものでございます。

保険料については以上でございまして、今回、一部改正で附則の部分が大きく変わっております。そのすぐ前の新旧対照表の6ページ、7ページのあたりをごらんいただきますと、附則につきましては、従来項だけの構成であったものを、今回の改正に伴いまして条立てにしたというのが大きな変更点の1つ目でございます。例えば6ページの右側に7とございまして、これが左側へ行くと第7条といった形で変更がされております。

それに加えまして、今回第8条を追加させていただきました。この8条の内容につきましては、新しい制度で市町村においてまいります介護予防日常生活支援総合事業、こういったものにつきましては、この条例の施行期日には事務上間に合いませんので、経過措置といたしまして、実施時期を繰り延べるといった内容になってございます。

説明については以上でございまして。

○議長（鬼頭勝治君）

ここでお昼の休憩をとります。再開は1時半といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

お昼の休憩を解き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議案第19号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第23・議案第19号：愛西市排水施設整備条例の一部改正についてを議題といたし

ます。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（加藤清和君）

議案第19号：愛西市排水施設整備条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

愛西市排水施設整備条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地元負担金の変更に伴い、改正する必要があるためであります。それでは2枚おめくりをいただきまして、新旧対照表をごらんください。

第3条中の受益地域の代表者の負担を3%から4%に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例の施行については、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・議案第20号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第24・議案第20号：愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（加藤清和君）

議案第20号：愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

愛西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、南河田工業団地地区整備計画区域の追加に伴い、改正する必要があるためであります。

それでは5枚おめくりくださいまして、新旧対照表をお願いいたします。

新旧対照表の次ページの別表第2中の対象区域の淵高地区計画を淵高地区整備計画区域に、市役所周辺地区地区計画を市役所周辺地区地区整備計画区域に、対象区域として南河田工業団地地区整備計画区域を追加しております。

6ページの南河田工業団地地区整備計画区域の（ア）の計画区域は全域、（イ）の建築してはならない建築物として(1)ア、イ、ウにおいて建築してはならない建築物を定めております。

次にお戻りいただきまして、2ページの淵高地区整備計画区域の（ウ）の建築物の敷地面積の最低限度を200平方メートル以上を200平方メートルに、6ページの南河田工業団地地区整備計画区域において3,000平方メートルとしております。

まことに済みませんが、またお戻りいただきまして、2ページの淵高地区整備計画区域の（エ）の建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離として、①の1メートル以上を1メー

トルに、②の0.5メートル以上を0.5メートルに、6ページの南河田工業団地地区整備計画区域において、計画図に示す緑地に接する敷地境界線からの後退距離にあつては10メートルとしております。

附則といたしまして、この条例の施行については、公布の日から施行するという事によろしく願います。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第25・議案第21号（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第25・議案第21号：新市建設計画の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、議案第21号：新市建設計画の変更について、御説明いたします。

新市建設計画を別紙のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求める。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律において、地方債を起すことができる期間の特例が定められたことに伴い、愛西市新市建設計画の計画期間及び財政計画等の変更の必要があるからでございます。

内容の説明につきましては、次ページからの新旧対照表及び別添議案第21号資料の改正後の新市建設計画に基づき説明をさせていただきますが、その前に全体に係る変更点を御説明いたします。

今回の新市建設計画の変更につきましては、合併特例債の借り入れ可能期間は新市建設計画の計画期間とされているところでございます。法の改正によりまして、5年間の延長が認められることになりました。したがって、計画期間を平成26年度までであったものを、合併年度の翌年度から15年間の平成32年度までとするものでございます。また、計画期間の延長に伴いまして、人口推計と財政計画を計画期間に合わせるため変更するものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

1ページでは、先ほど申し上げましたように、本文4ページにあります計画期間を、平成26年度までとあるものを、平成32年度までとするものでございます。

2ページをお願いいたします。

計画の本文18ページで、人口・世帯数の推移が記載されておりますけれども、目標年次を平成26年度から平成32年度に変更するものでございます。

次の人口推計では、平成26年度では約6万5,700人と推計していたものを、平成32年では6万3,300人と推計するものでございます。

なお、人口推計につきましては、国勢調査及び国立社会保障人口問題研究所による推計値を用いておりますので、よろしく願います。

次ページになります。人口推計の表及びグラフの変更でございます。

次の4ページをお願いいたします。

本文19ページにあります年齢階層別人口の推計で、変更前の老年人口は、平成26年の目標年次では全人口の26.6%、平成12年との比較では約10ポイント上昇するとしており、生産年齢人口は約8ポイント減少するとしているものを、変更後の目標年次であります平成32年では老年人口は全人口の30.1%、12年との比較では約14ポイント上昇し、生産年齢人口は約10ポイント減少するとしております。

4ページ、5ページにかけてのグラフと表につきましては、階層別人口変化をあらわしておりますが、それを変更するものでございます。

次の世帯数の推計につきましては、核家族化の進行に伴い、変更前の目標年次である平成26年度では1世帯当たり3.24人、世帯数は2万300世帯とあるものを、変更後の平成32年では1世帯当たり2.74人、世帯数は2万3,100世帯に変更するものでございます。

次の6ページでは、世帯数と平均世帯人員の推計を表にしたものでございます。

7ページをお願いいたします。

財政計画の変更でございます。変更前の財政計画につきましては、合併年度の17年度から10年間の見通しについて記載されておりますけれども、変更後では、合併後の実績に基づくものと、今後の見通しについて記載させていただいております。

8ページ、9ページをお願いします。

本文51ページから年度別の財政計画を表にしておりますけれども、申しわけありません、字が非常に小さくなっておりますので、別添変更後の新市建設計画の最後のページをごらんいただきたいと思っております。

年度ごとの歳出の財政見通しを記載させていただいております。表の中で平成17年度から25年度までは、各年度の決算に基づき記載させていただきました。平成26年度、27年度につきましては、各当初予算額とさせていただきます。平成28年度から32年度までにつきましては、歳出科目につきましては、お戻りをいただきまして、50ページにあります①の人件費から⑧の普通建設事業費までを、現時点での推計の考え方に基づき、推計値を記載しております。

計画書の51ページの歳入の関係につきましても、歳出と同様に25年度までは決算額を記載し、26、27年度につきましては当初予算額とし、28年度以降につきましては、これもお戻りをいただきまして、49ページにあります①の地方税から⑤の地方債までを、現時点での推計の考え方に基づき、推計値を記載させていただきました。

以上で議案第21号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第26・議案第22号（提案説明）

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第26・議案第22号：海部地方教育事務協議会規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○教育部長（五島直和君）

議案第22号：海部地方教育事務協議会規約の変更について説明させていただきます。

海部地方教育事務協議会規約を別紙のとおり変更するものとする。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、海部地方教育事務協議会規約の一部を変更することの協議について、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決の必要があるからでございます。

1枚おめくりいただきまして、海部地方教育事務協議会規約の一部を改正する規約。

海部地方教育事務協議会規約の一部を次のように改正する。

内容の説明につきましては、別紙議案第22号資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

1点目としましては、会長の選任についてでございますが、第7条第1項中「職員」とありますのを「委員」に改めるものでございます。

次に、委員についてでございますが、第8条第1項を次のように改めるものでございます。委員は次の者をもってこれに充てると。1号としまして、関係市町村教育委員会の教育長、2号としまして、関係市町村教育委員会委員の代表1名に改めるものでございます。

もとにお戻りいただきまして、附則をごらんいただきたいと思っております。

附則といたしましては、この規約は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第27・議案第23号及び日程第28・議案第24号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第27・議案第23号：市道路線の廃止についてと日程第28・議案第24号：市道路線の認定についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○経済建設部長（加藤清和君）

議案第23号：市道路線の廃止についてを御説明させていただきます。

議案第23号：市道路線の廃止について。

道路法第10条の規定に基づき、別紙のとおり市道路線の廃止をするものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、市道路線の再編を行うため廃止をする必要があるからであります。

それでは内容の説明をさせていただきますので、次ページをごらんください。

藤ヶ瀬町地内の市道6054号線は、現況の確認と寄附により区域の変更を行うため廃止をお願いするものでございます。

古瀬町、諸桑町地内の市道9123号線、北河田町、南河田町地内の市道9127号線、南河田町、古瀬町地内の市道9130号線、南河田町地内の市道9132号線は、南河田工業団地開発に伴い、市道路線の再編を行うため廃止をお願いするものでございます。

資料といたしまして、路線廃止図も添付をさせていただきました。

続きまして、議案第24号：市道路線の認定について、御説明させていただきます。

議案第24号：市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり市道路線の認定をするものとする。本日提出、市長名でございませう。

提案理由といたしましては、市道路線として認定し公共の用に供する目的で必要があるということでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、宅地開発により市へ帰属された道路合わせて延長として73.6メートルでございます。新たに認定をお願いするものとして、1579号線、1580号線、1581号線の3路線でございます。

寄附採納によりまして市道認定としてお願いするものといたしまして、市道9351号線、延長として39.5メートルでございます。

南河田地区工業団地の開発に伴う再編路線として、市道9123号線、9127号線、9130号線、9132号線の4路線でございます。

認定漏れ誤りのため、市道5357号線、6054号線、6354号線、6355号線、8318号線、8319号線、8320号線、8321号線、8322号線、8323号線、8324号線、8325号線の12路線でございます。

資料といたしまして、路線認定図を添付させていただきましたので、よろしく願いいたします。以上であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第29・議案第26号（提案説明）

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第29・議案第26号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、議案第26号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第8号）について、御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億292万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252億1,204万4,000円とするものでございます。

主な内容について御説明いたします。

初めに5ページをお願いします。

第2表の繰越明許費では、統合庁舎整備事業で備品購入及び備品廃棄に係る予算と、消防団施設用地買収事業に係る予算を翌年度へ繰り越すため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、歳入の主な内容について御説明いたします。

歳入につきましては、9ページの第11款分担金及び負担金から13ページの第15款財産収入までは、各事業費の確定または精査によるもので、各歳出の特定財源とさせていただいております。

次の第16款寄付金でございますが、310万円の追加計上でございますけれども、そのうち今年度9月より受け付けを開始しましたふるさと応援寄附金分で、1月末までで193人の方から206万7,000円の寄附金が含まれておりますので、よろしく願いをいたします。

また、次の第17款繰入金で、次ページの財政調整基金繰入金を減額し、一般財源の財源調整を図っておりますので、よろしく願いをいたします。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出の御説明をいたします。

歳出につきましては、全てが事業費の確定及び精査による補正になっておりますけれども、主なものについて、それぞれ担当部長より御説明いたします。

初めに、私から企画部所管の項目について御説明いたします。

19ページ、20ページをごらんいただきたいと思います。

第2款総務費、第1項総務管理費、第8目電子計算費で、第13節委託料におきまして、統合庁舎建設に伴う新電算室への移設費用の精査など、第8目の合計で9,215万6,000円の減額をお願いしております。

次ページの21ページ、22ページをお願いいたします。第11目基金費で、各基金の利息等の精査により、積立金3,948万円を追加計上させていただきました。

最後に、ページがかなり飛んで恐縮でございますが、39ページ、40ページをお願いします。

第11款公債費、第1項公債費、第2目利子で、前年度借り入れ分につきましては、前年度末に借り入れを行いました、その利率の確定によりまして3,500万円の減額をお願いしております。

私からは以上でございます。

続きまして、総務部長より御説明いたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、総務部所管の補正予算の主なものについて御説明を申し上げます。

大変申しわけございません。歳出の17ページ、18ページをお開きいただきたいと思います。

まず1項総務管理費、1目一般管理費の中の12節役務費の郵便料の関係でございますけれども、これは実績見込みにより減額をしたものでございます。次の19節の負担金、補助及び交付金の関係でございますが、愛知県派遣職員負担金の減額につきましては、愛知県との派遣職員協定書の締結により額が確定したということで、減額をお願いするものであります。続きまし

て、18ページが一番後段の文書広報費の関係でございますが、ここの印刷製本費につきましては、広報紙の印刷製本費でございます。実績見込みを勘案し、減額したものでございます。よろしく申し上げます。

続きまして、19ページ、20ページをお願いします。6目の財産管理費におきまして、11節の需用費の燃料費の関係でございますが、これは公用車のガソリン、それから本庁舎空調の重油等実績を見込みまして減額をしております。それから、13節の委託料の各項目の減額につきましては、委託業務の締結による執行残について減額をお願いいたしました。それから、15節の工事請負費の関係でございますが、この100万円の減額につきましては、公有財産管理における工事費を当初計上しておりましたけれども、年度内において執行する見込みがなくなったということで、今回減額をお願いするものであります。

7目の統合庁舎整備費でございます。15節の減額は社会福祉会館取り壊し工事に係る事業費の確定によるものでございます。

続きまして、21ページ、22ページをお願いします。13目のふるさとづくり事業推進費の関係でございますが、19節のふるさとづくり事業推進助成金の減額。これは各庁内からの申請状況を見込み、減額をしております。

2項の徴税費の関係でございます。2目の賦課費、13節委託料におきまして、これは賦課事務に係ります電算業務委託契約による執行残を減額しております。

次の23ページ、24ページでございますが、選挙費の関係でございますけれども、4目の県議会議員一般選挙費は26年度執行分に係る分のみを残し、あとの経費については減額をし、また7目の衆議院議員総選挙費につきましては、執行残について減額をしております。

それから、25ページ、26ページをお願いします。7項の防災費、1目災害対策総務費でございます。これも実績見込みによりまして、11節の非常用備蓄品の減額を初めとしまして、13節の委託料、15節の工事請負費等の各事業につきましては、業務委託契約の締結によるもの、また入札による工事請負契約の締結、工事の完了等事業費を精査し減額をしておりますので、よろしく申し上げます。それから18節の備品購入費でございます。これは消火栓ボックスの関係でございますけれども、これは入札による執行残であります。19節の自主防災活動補助金の関係でございます。この補助金の中身につきましては、防災訓練を実施した自主防災会に対する防災訓練の補助金と、それから防災備品の購入をする補助金が含まれておりますけれども、これも各自主防災会からの申請件数を見込み減額をしております。

次に、27、28ページをお開きください。総合支所費の関係でございます。11節の需用費の光熱費の減額につきましては、立田、八開、佐織庁舎分でございます。実績見込みにより減額をし、13節の委託料につきましても、立田、八開、佐織庁舎の中身を精査しまして、委託業務の締結の執行残について減額をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、福祉部長のほうより説明を申し上げます。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

それでは、同じく27、28ページをごらんください。

民生費関係につきましても、事業の確定等によりまして減額を行わせていただいております。

3款の民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、20節扶助費でございます。障害者総合支援給付費339万6,000円の増額補正でございます。障害をお持ちの方の福祉サービスの利用が見込み増加をいたしてきておりますので、お願いをするものでございます。

次に、2目老人福祉費、28節繰出金におきまして349万円ほどの増額をお願いしております。これにつきましては、後ほど御説明を申し上げます介護保険特別会計におけます事業費の確定及び見込み料の確定に伴う繰出金の増額でございます。

はねていただきまして、29、30ページをごらんください。

2項児童福祉費、2目児童措置費、19節負担金、補助及び交付金で、民間保育所運営費負担金といたしまして2,230万円の増額補正をお願いしております。これにつきましては、保育単価の大幅な改正でありますとか、見込みを上回る3歳未満児の途中入所がございましたので、補正をお願いするものでございます。その下、20節扶助費におきましては、実績の見込みによりまして、児童手当給付費8,400万円を減額させていただいております。

はねていただきまして、9目子育て支援減税手当給付金費の19節負担金、補助及び交付金のところで1,375万円減額をさせていただいております。実績の見込みによりまして減額をするものでございます。

福祉部については以上でございます。

続きまして、市民生活部長より御説明を申し上げます。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

それでは、市民生活部の所管の関係でございます。説明をさせていただきます。

27ページ、28ページをお願いいたします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、28節繰出金におきまして、国の算定により財政安定化支援事業につきまして、国民健康保険特別会計繰出金で638万4,000円の減額をさせていただきました。内訳につきましては、国保特別会計で御説明をさせていただきます。

はねていただきまして、一番上になりますが、29ページ、30ページをお願いします。

5目後期高齢者医療費、28節繰出金におきまして、額の確定に伴いまして後期高齢者医療特別会計繰出金213万5,000円を減額させていただきました。

はねていただきまして、31ページ、32ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費におきまして、13節の委託料で個別予防接種委託料500万円の減額をさせていただきました。理由としましては、子宮頸がんの予防ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えによりまして接種者が減少した関係と、実績見込みにより減額をさせていただきました。

続きまして、1項4目環境衛生費におきまして、19節の負担金、補助及び交付金で、実績見込みによりまして、住宅用太陽光システム設置整備事業で1,000万円の減額をさせていただきました。

2項清掃費、1目ごみ処理費におきまして、消耗品費で1,000万円の減額をさせていただき

ました。理由としましては、ごみ袋の数量確定によりまして減額をさせていただきました。

以上、よろしく申し上げます。

次は、建設部長より御説明申し上げます。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

経済建設部に係ることについて御説明をさせていただきます。

31ページ、32ページの6款農林水産業費でございますが、1項農業費、3目農業振興費、13節委託料の農業振興地域整備計画策定委託料におきまして、実績精算により120万5,000円を減額させていただいております。19節負担金、補助及び交付金におきまして、33、34ページの農地集積協力金交付事業におきまして、新規就農総合支援事業、畑作振興、生産調整助成金、水田農業経営所得安定対策推進費を実績精算により減額をさせていただいております。

5目農業土木費、13節委託料におきましては250万円、15節工事請負費で1,910万円、19節の負担金、補助及び交付金におきましては、県営事業の額の確定によりまして、地盤沈下対策事業補助金につきましては市内土地改良区の人件費補助、土地改良区施設整備事業費の確定により減額をお願いしております。

33、34ページ、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費におきましては、小規模企業等の振興資金保証料におきまして210万円を実績精査により減額をさせていただいております。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、13節委託料におきましては、実績精査により175万1,000円を減額させていただいております。

2項道路橋梁費、1目道路維持費、13節委託料で200万円の減額、2目の道路新設改良費の13節委託料について400万円、17節の公有財産購入費で350万円、22節の補償、補填及び賠償金において400万円の実績精査により減額をさせていただいております。

3目交通安全対策費の11需用費の修繕料、工事請負費については、実績精査により減額をさせていただいております。

4目橋梁新設費、19節負担金、補助及び交付金において610万円の減額をさせていただいております。

続きまして、3項都市計画費、1目都市計画総務費におきましては、11節需用費において100万円、37、38ページ、15節工事請負費で622万9,000円、19節負担金、補助及び交付金において1,905万円を実績精査により減額をお願いしております。

企業誘致推進事業におきましては、13節委託料で実績精査により減額をさせていただいております。

歳入の関係で、15、16ページをお願いいたします。これにつきましては、雑入といたしまして、企業庁より478万6,000円を愛西佐織地区の内陸用地の造成事業用地取得雑費として計上させていただきました。以上でございます。

続いて、消防長から御説明を申し上げます。

#### ○消防長（小塚良紀君）

続きまして、消防本部所管の補正に関するものに関して御説明申し上げます。

37ページ、38ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、19節負担金、補助及び交付金で、海部地方消防指令センターへの負担金額の確定により1,456万7,000円を減額させていただきました。

次に、3目消防施設費、15節工事請負費で、耐震性貯水槽新設工事の事業の確定により64万8,000円、18節備品購入費で高規格救急自動車98万円、水槽付消防ポンプ自動車102万9,000円を事業確定により、それぞれ減額させていただきました。以上でございます。

続きまして、教育部長から御説明申し上げます。

#### ○教育部長（五島直和君）

それでは、教育部の所管に関するものについて御説明させていただきます。

引き続き37ページ、38ページをごらんください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、19節の負担金、補助及び交付金におきまして6万円の減額をお願いしております。これにつきましては、愛知県の委託事業であります夢をはぐくむあいち・モノづくり体験事業の指定校の見直しが行われ、本年度は愛西市への委託がありませんでしたので、減額をお願いしております。

次に、2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料の屋内運動場非構造部材耐震調査委託料244万円、並びに14節使用料及び賃借料のシステム借上料440万円は、事業費が確定いたしましたので、それぞれ減額させていただくものでございます。

おめくりいただきまして、39ページ、40ページをごらんください。

5項保健体育費、2目体育施設運営費、15節工事請負費におきまして221万4,000円の減額をお願いしております。これにつきましても、体育施設改修工事で事業費が確定いたしましたので、減額させていただくものでございます。

次に、6項幼稚園費、1目教育振興費、19節負担金、補助及び交付金におきまして200万円の減額をお願いしております。これにつきましては、幼稚園就園奨励費で実績見込みにより減額させていただくものであります。

以上で平成26年度一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第30・議案第27号（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第30・議案第27号：平成26年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民生活部長（永田和美君）

議案第27号：平成26年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、事業勘定におきましては歳入歳出予算の総額からそれ

ぞれ638万4,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ81億9,653万7,000円とし、次に直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ35万9,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1億4,517万6,000円とするものであります。

それでは、補正の内容につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、事業勘定の歳入につきまして御説明をいたします。

お手数ですが、補正予算書の6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金におきまして638万4,000円の減額をさせていただきます。内容としましては、5節財政安定化支援事業繰入金を国の算出におきまして638万4,000円の減額をお願いしております。

歳出につきましては、はねていただきまして、8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

5款介護納付金、1項1目介護納付金、19節負担金、補助及び交付金におきまして、額の決定によりまして介護納付金638万4,000円を減額させていただきました。

続きまして、直営診療施設勘定の補正でございますが、5枚ほどはねていただきまして、6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。

歳入では、3款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金におきまして、実績見込みによりまして診療所運営準備基金利子35万9,000円の追加をお願いするものでございます。

1枚はねていただきまして、8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

歳出では、4款基金費、1項1目基金積立金、25節積立金におきまして、診療所運営準備基金積立金35万9,000円の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第31・議案第28号（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第31・議案第28号：平成26年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市民生活部長（永田和美君）

議案第28号：平成26年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ203万5,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ6億9,654万円とするものでございます。

歳出から説明をさせていただきます。

補正予算書9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連

合納付金、19節負担金、補助及び交付金におきまして、負担金としまして213万5,000円の減額をさせていただきました。理由としましては、保険基盤安定負担金の額の確定によるものでございます。

23節償還金、利子及び割引料におきまして、10万円の追加をさせていただきました。理由としましては、広域連合賦課計算取り扱いの変更によるものでございます。

これに伴います歳入としまして、1枚戻っていただきまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目1節一般会計繰入金におきまして213万5,000円の減額をさせていただきました。

4款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目1節還付加算金におきまして10万円の追加をさせていただきました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第32・議案第29号（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第32・議案第29号：平成26年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○福祉部長（小澤直樹君）

議案第29号：平成26年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明をさせていただきます。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,776万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億9,446万9,000円とするものでございます。

7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

保険事業勘定の歳入でございますけれども、4款国庫支出金、2項国庫補助金、4目国庫補助金、1節の国庫補助金でございます。介護保険システム改修補助金といたしまして156万円の増額。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金におきまして、基金利子86万8,000円の増。

8款の繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金におきましては、先ほど一般会計で触れました事務費繰入金を349万1,000円増額させていただくものでございます。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございます。前年度精算に基づきまして、繰越金9,184万7,000円の補正をさせていただくものでございます。

1枚はねていただきまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料でございます。介護保険システム改修委託料を505万1,000円増額をさせていただくものでございます。

4款の基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、25節積立金におきましては、介護給付準備基金積立金といたしまして、9,271万5,000円を積み増しするものでございます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第33・議案第30号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第33・議案第30号：平成26年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯谷幸良君）

それでは、議案第30号：平成26年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,595万7,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ8億8,347万9,000円とするものでございます。

歳出から説明をさせていただきます。10ページ、11ページをお願いいたします。

1款事業費、1項1目農業集落排水事業費、13節の委託料で管路実施出来高等設計委託料、弁護士委託料、機能強化設計委託料につきまして、事業確定及び精査の結果、合わせて598万5,000円を減額するものでございます。15節の工事請負費で、管布設等工事、機能強化工事についても事業確定の結果、合わせて5,502万9,000円を減額するものでございます。

2目施設管理費につきましても、いずれも事業確定並びに精査の結果、減額をお願いするものでございます。

3款基金積立金でございますが、農業集落排水事業等基金積立金としまして、将来の維持管理や、また修繕のための基金として3,055万3,000円積み増しするものでございます。

これに伴います歳入といたしまして、戻っていただきまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

3款県支出金の農業集落排水事業費県補助金につきまして3,840万円の減額、4款財産収入の利子及び配当金において、基金預金利子が444万9,000円の増額、5款繰入金で一般会計からの繰入金225万円の減額、また集落排水事業等基金から繰入金として6,010万7,000円を減額させていただくものでございます。

6款繰越金におきましては、前年度精算に基づきまして補正をさせていただくものでございます。

また、8款市債につきましては、当初予算から2,160万円を減額させていただきます。

この市債の減額につきましては、4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正について、起債の限度額を4,200万円から2,160万円減額をいたしまして、2,040万円とすることをあわせて提案をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第34・議案第31号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第34・議案第31号：平成26年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯谷幸良君）

議案第31号：平成26年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,384万2,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ16億3,182万円とするものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節の役務費、手数料におきまして、取扱件数の増加によりまして10万円の増額をお願いするものでございます。

2目基金費では、将来に向けての積み立てをお願いするものでございます。

3款の公共下水道建設費で、補償、補填及び賠償金で、事業精査により水道管移設等補償費の減額をお願いするものでございます。

これに伴います歳入といたしまして、戻っていただきまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

6款繰越金におきましては、精算に基づきまして増額をお願いするものでございます。

8款市債につきましては、当初予算から事業費の減額によりまして6,500万円の減額をお願いするものでございます。

また、この市債の減額につきましては、4ページにございます第2表 地方債の補正についても、公共下水道事業で起債の限度額を7億890万円から6,500万円減額して6億4,390万円とすることをあわせて提案をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

ここで休憩をとります。再開は2時40分といたします。

午後2時25分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第35・議案第32号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第35・議案第32号：平成27年度愛西市一般会計予算についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○企画部長（山田喜久男君）**

議案第32号：平成27年度愛西市一般会計予算について、御説明をさせていただきます。

説明につきましては、御配付させていただいております平成27年度当初予算（案）の概要書に基づきまして順次御説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

概要書の4ページをお願いします。

4ページの歳入予算（案）の状況及び次の5ページの歳出予算（案）の状況で、平成27年度一般会計の総額につきましては、歳入歳出それぞれ213億1,200万円となり、前年度当初予算額に対しまして14.2%の減となりました。

歳入の主な内容から御説明いたします。

初めに市税の関係につきまして、総務部長より御説明いたします。

**○総務部長（石原 光君）**

それでは、私のほうから説明を申し上げるわけでございますけれども、内容の説明に入ります前におわびを申し上げたいと思います。

お手元の当初予算の概要書に一部誤りがございました。おわび申し上げます。まことに申しわけございませんけれども、議席のほうに新旧対照表を配付させていただきました。中身につきましては、36ページ、37ページの立田総合支所、八開総合支所の庁舎定期清掃委託料に係る金額に誤りがありましたので、この正誤表をもって訂正をさせていただきたく、お願いを申し上げます。よろしくお願いをいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、私のほうから歳入の市税について説明を申し上げます。

概要書の4ページをお開きいただきたいと思います。

1款の市税の関係でございますけれども、前年度比1.7%増の68億3,692万1,000円を計上いたしました。中身について概要を申し上げますと、市民税は個人所得、あるいは企業業績の回復を見込みました。また、固定資産税におきましては、平成27年度評価がえの年でありまして、土地・家屋の評価の見直しを行いましたけれども、一方で住宅の新增築分の増加を見込んでおります。また、軽自動車税、市たばこ税につきましては、前年度実績を踏まえ計上をさせていただいております。

以上、よろしく申し上げます。

続きまして、企画部長のほうから説明を申し上げます。

**○企画部長（山田喜久男君）**

それでは、引き続き4ページをお願いいたします。

私からは歳入予算案の状況に基づき、市税以外の歳入につきまして、主な内容の御説明をさせていただきます。

表の2段目の地方譲与税から8段目の地方特例交付金までにつきましては、地方財政計画や国・県の試算に基づき前年度の実績を勘案し、それぞれ計上させていただきました。

次の地方交付税につきましては、国においては平成27年度の地方交付税総額の出口ベースを対前年比0.8%の減とされているところでございますが、過去の私どもの予算額と決算額の差額及び実績を考慮し、対前年比0.9%増の54億円を計上させていただいております。

次の分担金及び負担金から県支出金までの各事業の特定財源となるべき歳入につきましては、各算定基準に基づき算出された金額を計上しております。

繰入金では、総額で15億6,984万8,000円を計上しておりますけれども、主な内容は、財源調整のための財政調整基金より6億3,046万8,000円、統合庁舎整備のため公共事業整備基金より9億2,086万1,000円などとなっております。

最後に、市債では臨時財政対策債10億円及び緊急防災・減災事業債1億6,230万円の合計11億6,230万円となっております。

以上で歳入の主な内容の御説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の主な内容について順次御説明いたします。

最初に、私より企画部所管の主な内容について御説明いたします。

概要書の26ページをお願いします。

下の段で自治基本条例推進事業としまして、自治基本条例が4月1日に施行されるに伴い、市民の方への啓発のため、また職員の意識改革のために講演会や勉強会を実施したいと考えております。

27ページをお願いします。

上段の行政アドバイザー報酬費におきましては、学識経験者から政策の実現、行政課題の解決のため、専門的観点から意見、提言を受けたいというふうに考えております。

その下のコミュニティ施設管理業務では、市江地区コミュニティセンターを28年度より指定管理を導入するための選定委員会委員報酬を計上しております。

29ページをお願いします。

御案内のとおり、来年度は国勢調査の調査年になりますので、関係費用をお願いしております。

最後になりますけど、31ページをお願いします。

電子計算一般事業では、社会保障・税番号制度に伴いまして、電算事務委託料、システム借上料、備品、負担金で関係費用を計上させていただいております。なお、市全体として関係課においてシステム改修委託料など、この社会保障・税番号制に伴いまして計上しておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で企画部所管の説明とさせていただきます。

続きまして、総務部長より説明をいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、総務部所管の主な事業について御説明を申し上げます。

恐れ入ります、11ページ、12ページをお開きください。

まず12ページの10周年記念式典事業の関係でございますけれども、これは市が誕生して10周

年の節目を迎え、さらなる発展に向けた飛躍の年となるように、市制10周年記念式典を実施するものであります。主な内容につきましては、市政功労者等への表彰式をメインにいたしまして、10年の歩みの記念ビデオやパンフレットの作成を計画しております。

なお、実施時期につきましては、一応きょう現在考えておりますのは、11月中下旬に予定をして実施をしたいなというふうには考えております。

また、このほか各課の取り組みとして、10周年記念の冠事業をそれぞれ予定をする計画であります。

次に、15ページ、16ページの関係でございます。

15ページの上段の例規整備支援業務委託事業でございますけれども、これは法改正等によりまして影響のある市の例規を適正に整備するものでございまして、例規整備の支援業務に必要な各委託料を計上しております。

続きまして、16ページの統合庁舎管理業務の関係であります。この関係につきましては、従来より庁舎の維持管理につきましては、業務別に専門業者に業務を委託していたところでございますけれども、このたび統合庁舎が完成いたします。それに伴いまして、庁舎の効率的な維持管理を行うため、各種業務を専門業者にほぼ一括委託するというところで、今回このような形で計上をさせていただいております。

次に、17ページ、18ページをお開きください。

17ページ上段の備品購入（公用車）事業でございますけれども、これは老朽化した公用車の更新を図るためということで計上しておりますけれども、中身につきましては、巡回バス、これは佐織ルートの巡回バスでございます、それからワゴン車、それから軽貨物、この3台を購入したいということで予算を計上させていただきました。ただ、軽貨物につきましては、ここにも付記してございますように、低酸素社会の実現に向けて普及推進を図る目的から電気自動車を導入するという考え方でございます。

次に、21ページをお開きください。

21ページの中ほどでございますけれども、地域防災計画の修正事業でございます。これは南海トラフ巨大地震における愛知県の被害想定に基づく修正及び、今見直しを進めております組織等の見直し、こういったものを含めて全面改定を行うということで、新年度増額計上をさせていただきました。

次に、右側の22ページの上段でございます。国民保護計画修正事業。この国民保護計画につきましては、平成19年度に策定をいたしました。今回、国民保護計画の内容を検証し、市民の皆様を取り巻く情勢の変化を踏まえまして、市民がより安心して暮らすことができ、緊急時に市民の安全を守ることができるように計画の中身を改定するという内容でございます。

次に、その下の防災マップ整備事業の関係でございます。これは愛知県による地震被害想定の結果を踏まえまして、市内12小学校区ごとの地区別防災カルテを作成いたしまして、地域単位で防災に関する各種情報を地図等に整理した防災マップを作成するというところで、今回、新規事業として計上をさせていただいております。

次に、24ページをお開きください。

公共施設等総合管理計画策定事業の関係でございます。これは公共施設等の全体を把握いたしまして、長期的な支援による施設の更新、統廃合、長寿命化を図るための基本的な方針を定めた計画を2カ年の期間で策定をするというものでございます。そして、業務委託の内容につきましては、初年度、27年度につきましては、公共施設等の課題の把握、施設類型ごとの管理に関する基本方針の検討、将来コストの算出と課題の整理について進めると、こんな内容で業務委託をするものであります。

なお、次年度につきましては、これも付記してありますように、アンケートの調査の実施、あるいは施設等の再編に向けた基本的な方向性の検討について業務を委託していきたいというふうに考えております。

また、計画案に対する助言、指示などをいただく委員会の設置をお願いするわけでございます。その委員会の設置に伴う報償金も、あわせて計上させていただいております。

次に、25ページをお願いします。

支所の整備事業の関係でございます。この件につきましては、昨年7月に策定をいたしました支所整備基本計画の支所整備スケジュールにおきましては、立田、八開、佐織の3支所の供用開始時期の方針を統合庁舎建設、改修完成後の供用開始時期と同じ平成28年3月というふうに計画を立てておりましたけれども、このたびの平成27年予算編成の中で、事業費の平準化、それから八開庁舎の有効活用の観点からスケジュールの見直しをしました。したがって、平成27年度は立田庁舎の建物健全度調査、耐震診断と、それから佐織支所の実施設計に係る業務委託料を計上させていただきました。

総務部所管の関係につきましては、以上でございます。

次に、福祉部長より説明を申し上げます。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

それでは、福祉部所管に係る主なものについて御説明をさせていただきます。

飛びますが、40ページをごらんください。社会福祉費でございます。

一番上の表、社会福祉総務費におきまして、新たに生活困窮者自立支援のための支援員報酬と、住居確保給付費、合わせて306万円を計上させていただいております。これにつきましては、表の中ほどにありますように、目的といたしまして、生活保護に至る前の段階で相談事業を実施しましたり、住居確保のための給付を行うなど、生活困窮者が自立するための支援を行うという新しい事業でございます。

飛びまして、43ページ、上の表をごらんください。障害者共同生活援助事業の補助でございます。県の補助を受けまして、障害者のグループホーム事業を行った施設に対して補助を行うものでございます。利用できる施設がふえてきました関係で、増額となっております。

47ページをごらんください。一番下の表でございます。障害者総合支援給付費扶助として8億4,800万ほど計上させていただいております。居宅や施設におきまして、障害福祉サービスを利用した場合の費用の一部を支給するものでございます。サービスを提供する施設、それを

利用する利用者の増加、ともにございまして、金額が伸びてきております。

次の48ページの上の表、障害児通所給付費扶助についても同様で、大きな伸びを示しております。

その下の生活保護関係でございます。生活保護世帯数そのものは平成26年度に若干減少の傾向を見せておりましたが、ここのところまた少し増加に転じてきております。扶助費そのものにつきましては、全体的にじりじりと増加をしてきております。この27年度には4億5,722万円ほど計上をさせていただきました。

続きまして、50ページをごらんください。老人福祉費の関係でございます。

上の2つの表、乳酸菌飲料配布事業と配食サービス事業でございます。従来から御説明をさせていただいておりますけれども、ともにひとり暮らし高齢者の安否確認という同一の目的で始めた事業でございますので、徐々に配食サービスに統一していった現状でございますので、乳酸菌飲料の配布事業が減って配食サービス事業がふえてきているという内容になっております。

51ページ、一番下の表でございます。寝具の洗濯乾燥消毒サービス事業でございます。利用者につきましてはふえる一方でございまして、毎年100万円ほどの増額をさせていただいております。

52ページをごらんください。上の表でございます。老人クラブへの補助でございます。連合会と単位老人クラブを合わせて1,400万ほどの計上でございます。ごらんいただいたとおり、徐々にではございますけれども、参加される人数が減ってきておまして、予算も減少をしてきております。

はねていただきまして、53ページ、下の表をごらんください。高齢者タクシー扶助でございます。事業内容に記載させていただいておりますように、高齢者の方の外出を支援させていただくものでございますので、利用者がふえるに従いまして1,000万円近い予算を計上させていただいております。

続きまして、右側の54ページでございます。児童福祉費の関係です。

下の表をごらんください。子ども会の活動費補助金でございます。児童数が随分減ってきております。これに伴いまして年々予算規模も小さくなってきている状況でございます。

はねていただきまして、56ページをごらんください。右上の表でございます。子ども・子育て新制度の施行に伴いまして、児童福祉の分野で保育園と幼稚園を一括して担当させていただくこととなりますので、従来、民間の保育園を対象に行っておりました市の運営費補助事業を民間幼稚園にも適用するものでございます。3,600万ほど計上させていただきました。

はねていただきまして、57ページ、上の表をごらんください。新しい事業といたしまして、子育て支援短期施設利用事業を計上させていただいております。事業概要の目的のところにありますように、一時的にお子さんを養育できなくなったという御家庭のお子さん、児童を児童福祉施設において養育、保護をするというものでございます。

よく似た事業に、次のページ、58ページの下に母子生活支援施設入所者事業というのがあります。

ます。こちらについては、母子が一緒に施設入所するといった内容でございます。今後は、これらの事業を事例によって使い分けていきたいと考えております。

なお、資料はございませんが、児童館費につきましては、9月議会で御議決いただきましたように、佐屋西児童館、市江児童館を指定管理に移行をしていくという大きな予算の組み替えはございます。それ以外の事業内容は大きな変化はございません。

福祉部に関係する概要は以上でございます。

続きまして、市民生活部長から御説明申し上げます。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

それでは、市民生活部の所管に係る主なものにつきまして説明をさせていただきます。

まず保険年金課に関する部分でございますが、概要書の60ページをごらんいただきたいと思います。

上段の1項社会福祉費、4目福祉医療費、後期高齢者福祉医療費でございますが、実績などを踏まえまして、前年より増額して計上をさせていただきました。

中段の5目後期高齢者医療費、後期高齢者健康診査でございますが、対象者の増加によりまして、前年より増額して計上をさせていただきました。

下段になります。後期高齢者医療広域連合負担金でございますが、実績などを踏まえまして、前年より増額をして計上させていただいております。

61ページをお願いいたします。上段の2項児童福祉費、6目福祉医療費におきまして、子ども医療扶助費でございますが、実績などを踏まえまして、前年より少し減額をして計上させていただきました。

次に、健康推進課に関する部分でございます。

概要書の62ページをお願いします。上段で2目予防費におきまして、個別予防接種委託料でございますが、平成26年10月から水痘及び高齢者肺炎球菌感染症の定期予防接種化に伴い、増額で計上させていただきました。また、子宮頸がん予防ワクチン接種につきましては、積極的勧奨の差し控えなどを踏まえまして、減額して計上をさせていただきました。

下段になります。健康教育事業の新たな事業としまして、健康マイレージ事業を本格的に実施するため、増額で計上をさせていただきました。

次に、64ページのがん検診事業でございますが、がん検診受診率の向上のため、クーポン検診対象者、子宮頸がん、乳がん検診の未受診の方、並びに特定健診、後期高齢者検診の該当者などに受診券を発行しまして個人通知を実施しております。また、申込方法につきましては、直接電話のみから窓口及びウェブを追加しまして分散化を図りまして、スムーズに受け付け業務ができるように見直しをしております。

65ページをお願いします。中段で、成人歯科健診委託料でございますが、節目年齢対象者を拡大しまして新規受診者の拡大を図ってまいります。

次に、66ページをお願いします。中段で、広域二次病院群輪番制の運営負担金でございますが、愛西市が当番市になります。それに伴いまして、構成市町村が事務局である愛西市のほう

へ負担金を納めるということになりまして、増額して計上をさせていただいております。

次に、69ページをお願いします。上段で、6目保健衛生施設、財産管理事業でございますが、佐織総合福祉センターの1階女子トイレの天井、また東側階段の踊り場の付近から雨漏りが生じております。その関係で建物等調査委託料を計上いたしました。

その下になりますが、佐屋保健センターにつきましては、1階の和室東側、また2階の保健指導室の雨漏り、また外壁などにひびが生じております。これらのことから、建物等調査委託料を計上いたしました。

次に、環境課に関する部分でございます。

概要書の70ページをお願いします。上段で、1項保健衛生費、4目環境衛生費におきまして、総合斎苑指定管理事業でございますが、光熱費及び燃料費など、実績を踏まえまして計上をさせていただきました。また、総合斎苑につきましては、指定管理期間が平成28年3月となっております。次期の指定管理者を選定するために、選定委員会委員の報償費も計上をさせていただいております。

中段でございます。住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金につきましては、将来にわたり安定的なサービスを充実させるという観点から事業を見直しまして減額し、計上をさせていただきました。

次に、71ページをお願いします。2項清掃費、1目ごみ処理費におきまして、ごみ収集委託料でございますが、祝日のプラスチック類のごみの収集回数を今回ふやしました。その関係で、増額で計上をさせていただいております。

以上、よろしく願いをいたします。

次は経済建設部長より御説明申し上げます。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

経済建設部関係の主な事業について御説明をさせていただきます。

77ページをお願いいたします。農業委員会事業におきまして、会長初め37名分の農業委員報酬を計上させていただきました。

79ページをお願いいたします。新規就農者への給付として、5名分を計上させていただきました。

畑作振興といたしまして、750アール、5経営体への助成として計上をさせていただいております。

生産調整助成金につきましては、麦・大豆の集団転作として計上をさせていただいております。

80ページをお願いいたします。環境保全型農業直接支払交付金として、2,000アールを対象面積として計上をさせていただいております。

次に、81ページをお願いいたします。道の駅事業といたしまして、地元の農産物をアピール、販売促進をし、産業振興及び地域の活性化を図る目的として計上をさせていただいております。

次に、82ページ、83ページ、84ページにおいて、湛水防除事業、地盤沈下対策事業、特定農

業用管水路特別対策事業、緊急農地防災事業の県事業の負担金として計上をさせていただいております。

次に、土地改良補助事業といたしまして、土地改良事業の円滑な運営を図るため計上をさせていただきました。

85ページをお願いいたします。多面的機能支払事業として、農地の維持、資源向上に係る組織分を計上させていただきました。

87ページをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費、2目の商工振興費におきまして、中小企業の経営安定及び地域産業の活性化を図る目的のため、商工会の補助金として人件費の一部を桜まつりの事業費の一部を計上させていただきました。

88ページをお願いいたします。観光事業の振興のために、観光協会への補助金として計上をさせていただきました。

次に、89ページをお願いいたします。89ページにおきまして、地域内の側溝・舗装工事として計上をさせていただきました。

次に、90ページの道路新設改良費におきまして、新庁舎周辺の道路改良工事等も含め、道路改良工事として計上させていただいております。

次に、91ページの交通安全対策費といたしまして、カラー塗装工事を社会資本交付金の活用を含め計上をさせていただいております。

次に、93ページをお願いいたします。委託料として、民間木造住宅の耐震診断の100棟分を計上させていただきました。民間木造住宅耐震改修費として20戸分、住宅内の安全な場所を確保するために、弱者を対象に耐震シェルター、防災ベッド設置費として5件分を計上させていただいております。

次に、94ページの親水公園の東ゾーンの整備事業を行うため、設計委託として計上をさせていただいております。

95ページをお願いいたします。企業誘致推進のための対策として、埋蔵文化財調査報告書作成事業として計上させていただきました。

次に、県道あま・愛西線と市道12号線の交差点改良事業として、測量詳細設計及び物件調査を計上させていただきました。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、消防長から御説明を申し上げます。

## ○消防長（小塚良紀君）

それでは、9款消防費の主なものについて御説明させていただきます。

まず概要書の99ページをお願いいたします。一番上になります。消防署事業（消防機器維持管理）でございますが、3,658万3,000円を計上させていただいております。主なその理由といたしまして、2段目でございます救助関係資器材保守委託料のうち、この中にはしご車のオーバーホールで3,433万4,000円が含まれてございます。これにつきましては、はしご車の配備後

7年が経過したことにより、国の消防車両の安全基準に基づいてオーバーホールが必要となったものでございます。

続きまして、100ページのほうをごらんください。消防署事業で、海部地方消防指令センターの負担金でございますが、今年度、消防救急デジタル無線の整備事業が完了いたします。それにつきまして、27年度は通信指令台の保守管理と運営等の維持管理費として計上させていただいております。

続いて、その下でございます。消防施設等整備事業（耐震性貯水槽新設工事）でございます。社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、耐震性貯水槽を整備するものでございます。親水公園総合体育館駐車場と八輪小学校駐車場の2カ所に設置する予定でございます。

1枚おめくりいただき、101ページをお願いいたします。

消防署事業（備品購入）でございますが、主なものといたしまして、救急備品では現在消防ポンプ自動車に積載してありますAED除細動器の更新をするものでございます。また、救助備品では、災害現場で煙等を排出して救助隊の活動をサポートするための加圧排煙機の新規整備をお願いいたします。警防備品では、災害現場において隊員一人一人が携帯して活用する署活動用無線機として、アナログ無線機35基の整備を計画し、計上していただきました。

消防費の主なものにつきまして、以上で御説明を終わらせていただきます。

続きまして、教育部長から御説明申し上げます。

#### ○教育部長（五島直和君）

それでは、教育部の所管に係る主なものについて御説明させていただきます。

103ページをごらんいただきたいと思います。

学校教育課の関係でございますが、一番下の段の特別支援教育支援員配置事業としまして、発達障害など特別な教育支援が必要な児童・生徒の学校生活に対する支援としまして、支援員を配置する委託料を前年度より増額させていただきました。

104ページをごらんいただきたいと思います。小・中学校適正規模等検討協議会事業としまして、小・中学校適正規模等検討協議会を立ち上げ、小・中学校の学校規模及び配置の適正化に関する方策についての基本計画の策定に向けて検討を進めるため、委員報酬を計上いたしました。

次に、107ページをごらんいただきたいと思います。上の段で、小学校屋内運動場非構造部材耐震改修事業としまして、災害時等において天井等からの落下物防止の対策としまして、北河田小学校ほか3校の屋内運動場非構造部材耐震改修工事に係る設計委託料を計上させていただきました。

次に、111ページをごらんいただきたいと思います。教師用教科書指導書購入事業としまして、平成27年度に小学校の教科書が改訂されることに伴い、教師用の教科書及び指導書等の購入費を計上させていただきました。

はねていただきまして、114ページをごらんいただきたいと思います。中学校屋内運動場非構造部材耐震改修事業としまして、永和中学校、佐屋中学校の屋内運動場非構造部材耐震改修

工事に係る設計委託料を計上させていただきました。工事費としましては、既の実設計が済んでおります立田中学校ほか3校の中学校の改修工事費を計上させていただきました。

次に、下の段の中学校太陽光発電設備設置事業としまして、再生可能エネルギー等の導入を推進する事業といたしまして、佐織中学校校舎屋上に太陽光発電設備装置を設置する設計監理委託料及び設置工事費を計上させていただきました。

次に、127ページをごらんいただきたいと思います。

社会教育課の関係でございますが、下の段の「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取り組みについての連絡協議会負担金を26年度に引き続きまして計上させていただきました。

次に、129ページをごらんいただきたいと思います。下の段の公民館修繕工事としまして、佐織公民館の事務室に設置されております中央監視装置の集中管理システムの老朽化に伴う修繕工事を計上させていただきました。

次に、132ページをごらんいただきたいと思います。下の段の文化会館修繕工事としまして、冷温水発生器燃焼装置修繕工事として、ホール空調機の熱源装置の老朽化に伴う修繕工事費を計上させていただきました。

次に、136ページをごらんいただきたいと思います。

社会体育課の関係でございますが、長良川2020東京五輪事前キャンプ誘致事業としまして、2020年に開催される東京五輪のボート競技及びその他の競技の事前キャンプ地として、長良川国際レガッタコースに誘致するための取り組みについての誘致委員会負担金を計上させていただきました。

以上が教育部の主な事業でございます。

続きまして、再度企画部長より御説明をさせていただきます。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

一般会計の当初予算の説明につきましては以上でございますが、議員各位におかれましては既にお気づきだと思いますけれども、最後にこの概要書の様式を今回から変えております。といいますのは、当初予算編成時におきまして、各課よりこういった事業シートを作成し、今回、それをもとに概要書とさせていただきます。

お気づきのように、事業名の右側のほうに市の単独なのか補助事業なのか、まずこれを明確にさせていただいております。そして、過去2年間、当初予算を含めまして25年、26年、27年の当初予算額の推移、そして財源内訳、こういったものを明記し、目的、手段というものを明確にし、事業内容に至っております。

冒頭で申し上げるべきだったものを、最後になって大変恐縮でございますけれども、こういった視点の中で今回概要書を作成させていただきましたので、よろしく願います。以上でございます。

#### ○総務部長（石原 光君）

申しわけありません。発言の訂正をさせていただきます。

先ほど21ページにおいて、国民保護計画の修正事業の関係で、平成19年という紛らわしいような言い方をしました。平成18年度ということで訂正をいただきたいと思えます。申しわけありませんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第36・議案第33号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第36・議案第33号：平成27年度愛西市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（永田和美君）

それでは、議案第33号：平成27年度愛西市国民健康保険特別会計予算につきまして、説明をさせていただきます。

概要書の142ページをお願いいたします。

まず事業勘定でございます。こちらの予算総額につきましては84億7,934万8,000円で、前年度比109.9%となっております。

歳入につきましては、1款国民健康保険税では、保険税は前年度と同様の税率で計上させていただきましたが、限度額5割・2割の軽減につきましては、今後改正が予定されております。予算額としまして16億6,275万5,000円で、前年度比95.8%となっております。

次に歳出につきましては、2款保険給付費では医療費の実績などを踏まえまして50億310万5,000円で、前年度比97.1%となっております。

6款共同事業拠出金は、制度改正によりまして対象が拡大されたわけでございます。この拡大に伴いまして増額ということで17億3,250万1,000円で、前年度比239.3%となっております。

続きまして直営診療施設勘定でございますが、144ページをごらんいただきたいと思えます。

こちらの予算総額につきましては1億3,945万8,000円で、前年度比96.5%となっております。理由といたしましては、歳出におきまして、2款医業費の医療用衛生材料費に係る部分の減額が主なものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第37・議案第34号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第37・議案第34号：平成27年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（永田和美君）

続きまして、議案第34号：平成27年度愛西市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、説明させていただきます。

概要書の145ページをごらんいただきたいと思います。

予算総額につきましては7億3,378万8,000円で、前年度比105.5%となっております。

歳入につきましては、1款保険料では、平成26年度、27年度の保険料率の改定を踏まえまして、後期高齢者医療広域連合から示された試算に基づき5億8,701万2,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金としまして、保険料と基盤安定負担金7億1,861万5,000円が予算のほとんどを占めております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第38・議案第35号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第38・議案第35号：平成27年度愛西市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○福祉部長（小澤直樹君）

平成27年度愛西市介護保険特別会計の当初予算について、説明をさせていただきます。

147ページをごらんください。

保険事業勘定でございます。

歳入歳出それぞれ44億4,892万円でございます。前年度比103.8%となっております。

主な内容でございます。148ページをごらんください。介護保険事業といたしまして5,925万3,000円を計上しております。

下の事業内容をごらんください。介護保険システム改修の委託料といたしまして、制度改正に係る分が680万円ほど、社会保障税番号制に伴う改修分として980万ほどを計上してございます。

150ページをごらんください。介護予防給付事業でございます。予算額が大きく伸びております。認定者の増加でありますとか、サービス利用回数の増加に伴いまして大きな伸びとなっております。

主なものにつきましては、下の事業内容の表のうち、介護予防サービス事業の一番上の介護予防訪問介護、上から6つ目になります介護予防通所介護、その下の介護予防通所リハビリテーション、表の一番下になります介護予防支援が大きく伸びてきております。もう1個下にあります。地域密着型介護予防サービスの介護予防小規模多機能型居宅介護につきましても、大きな伸びを見込んでおります。

149ページから151ページまでが介護給付費でございます。保険事業勘定全体の94.7%を占めております。

はねていただきまして、153ページをごらんください。26年度から包括支援センターに主任介護支援専門員の派遣を受けるための委託料を計上しております。これに加えまして、平成27

年度におきましては、高齢者人口の増加に伴いまして地域包括支援センターを1カ所増設する必要がございます。この業務を社会福祉協議会に委託する予定でございまして、1,650万円ほどを追加で計上をさせていただいております。

154ページからはサービス事業勘定でございます。

歳入歳出ともに4,405万5,000円の計上でございます。この事業につきましては、要支援の認定者の予防給付に係るケアマネジメント委託料が主な予算となっております。実績に応じまして、必要な予算を計上させていただいたものでございます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第39・議案第36号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第39・議案第36号：平成27年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯谷幸良君）

それでは、議案第36号：平成27年度愛西市農業集落排水事業等特別会計予算について説明をさせていただきます。

概要書の156ページをお願いいたします。

予算の総額は、前年度比0.3%増の9億8,690万6,000円を計上させていただきました。

157ページをお願いいたします。下段の建設改良事業等で、平成26年度に引き続きまして西保地区の機能強化対策工事を予定しております。真空弁と処理場スクリーンユニットの更新をお願いするものでございます。

158ページ、施設維持管理でございしますが、下段にあります処理施設等修繕工事におきまして、佐屋、立田、八開地区の各施設におきまして、電装機器、ブロア、ポンプ等の修繕をお願いするものでございます。

1枚はねていただきまして、159ページをお願いいたします。コミュニティ・プラント事業費では、施設維持管理で下段にあります処理施設等修繕工事では、永和台の施設において曝気攪拌装置等の更新をお願いするものでございます。

また、160ページでは公債費で、農業集落排水事業債の元金及び利子の償還を計上しております。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第40・議案第37号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第40・議案第37号：平成27年度愛西市公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯谷幸良君）

議案第37号：平成27年度愛西市公共下水道事業特別会計予算について、説明をさせていただきます。

概要書の161ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は16億6,723万円を計上させていただきました。前年比101.2%となっております。

162ページをお願いいたします。一般管理事業で、下水道使用料を上水道使用料とあわせて徴収するため、愛西市水道事業と海部南部水道企業団へ徴収事務手数料を計上しております。また、下段にあります浄化槽雨水貯留施設転用費といたしまして、20件分を計上いたしました。

続きまして、163ページをお願いいたします。公共下水道施設管理事業でございますが、公共下水道台帳等作成委託料におきまして、下水道台帳データ及びシステム更新業務と台帳作成に伴う施設調査業務を計上しております。

また、中段以降の公共下水道施設建設事業でございますが、管路布設工事等に係る委託といたしまして、下水道工事に係る事業損失調査と積算資料作成及び施工監理業務の委託料を計上しております。また、管路布設等工事につきましては、推進工で1,407メートル、開削工で1万1,043メートルを予定しております。

続きまして、164ページをお願いいたします。日光川下流流域下水道事業でございますが、こちらでは県に支払う流域下水道事業の事務費及び建設事業に伴う負担金、維持管理費に伴う負担金を計上しております。汚水処理費につきましては、1立米当たり116.8円で計上しております。

下段でございますが、公債費として下水道事業債の元金及び利子の償還を計上しております。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第41・議案第38号（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第41・議案第38号：平成27年度愛西市水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（飯谷幸良君）

それでは、議案第38号：平成27年度愛西市水道事業会計予算について説明をさせていただきます。

恐れ入ります。こちらにつきましては特別会計・企業会計予算書のほうの189ページをごらんいただきたいと思います。

第2条業務の予定量につきましては、給水戸数が9,940戸、年間総給水量310万立方メートル、1日平均給水量8,493立方メートルを見込んでおります。

第3条収益的収入及び支出のうち収入で、第1款水道事業収益の予定額は4億6,298万8,000円、支出第1款水道事業費用は5億101万9,000円を計上しております。

190ページをお願いいたします。

第4条資本的収入及び支出のうち、収入、第1款資本的収入8,393万4,000円、支出、第1款資本的支出2億2,813万4,000円を見込んでおります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものでございます。

208、209ページをお願いいたします。

予算の実施計画明細書でございます。

収入の第1款水道事業収益の水道使用料につきましては、八開地区、佐織地区にそれぞれ分けて計上をいたしております。

212、213ページをお願いいたします。

支出の第1款水道事業費用、1目の原水及び浄水費につきましては、主なものといたしましては、原水の取水、浄水、県水の受水に要する費用でございます。

それでは、概要書の165ページをお願いいたします。

水道事業は水道料金を主な収入源とした独立採算制で運営をしております。平成27年度予算の支出の総額は、前年比97.2%の7億2,915万3,000円でございます。

なお、166ページ以降につきましては、主な支出の概要を佐織地区、八開地区にそれぞれ分けて計上しておりますので、お目通しをよろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第42・発議第1号（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第42・発議第1号：愛西市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○12番（真野和久君）

それでは、発議第1号：愛西市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例の制定について、提案説明を行います。

このことについて、地方自治法第112条第2項及び愛西市議会会議規則13条第1項の規定により、別紙のとおり提出いたします。平成27年2月26日提出です。提出者は、私真野和久、賛同者は加藤敏彦、河合克平の各議員です。

提案理由は、通院についても医療費助成を中学卒業まで拡大し、子供の健康を守り、子育て世代の支援を拡充するという趣旨です。

中身については、1枚めくっていただきまして、愛西市子ども医療費支給条例等の一部を改正する条例となっております。この件に関しては、中学卒業まで通院の医療費の助成を行おうと条例を改正する場合、1つは愛西市子ども医療費支給条例等の一部改正として、支給条例の中身について、いわゆる後期就学児というのは中学生に当たるわけですが、中学生について、第

4条第1項で入院に係る給付に限るという限定などを削ります。また、通院についての対象について、「又は前期就学児」というのを「、前期就学児又は後期就学児」という形で、後期就学児を入れることによって通院に関しても支給をするという形にしています。

また、愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正、それから愛西市障害者医療費支給条例の一部改正については、重複を避けるために、子ども医療費の支給条例のほうを優先させるように支給範囲を変更するものであります。

附則として、この条例は平成27年10月1日から施行をするとしています。これは、担当課と相談をした結果、仮にこの条例が成立した場合、今後の事務の関係からいうと10月ごろが適当ではないかということを受けまして、そういう形にいたしました。

また、附則の2で、第1条による改正後の愛西市子ども医療費支給条例中、施行の日において、新たに第5条に該当し受給者となる者は、条例の施行前においても第5条に規定する申請をすることができるというのは、第5条に関しては支給の受給証を発行していただくということになりますので、そのために中学生においても受給証を発行するためにこの附則を入れております。

以上が提案です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第43・選挙第1号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第43・選挙第1号：海部地区急病診療所組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（服部秀三君）

それでは、海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について、御説明いたします。

海部地区急病診療所組合議会議員には、現在、石崎たか子議員、高松幸雄議員に御活躍いただいておりますが、任期満了日が平成27年3月31日となっております。そのため、今回改選をお願いするものです。任期は平成29年3月31日まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第44・議案第25号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第44・議案第25号：愛西市統合庁舎建設・改修工事契約の変更についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（石原 光君）

議案第25号：愛西市統合庁舎建設・改修工事契約の変更について、御説明を申し上げます。

平成25年9月26日議決、同月27日締結の愛西市統合庁舎建設・改修工事の請負契約事項中、

下記のとおり変更し契約したいので地方自治法第96条第1項第5号及び愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、1つ、契約の目的でございますけれども、これは変更ございません。契約の金額につきましては、38億8,290万円を40億5,363万5,040円に変更するものであります。

3の契約の相手方、4の契約の工期については、変更はございません。

提案理由といたしましては、愛西市統合庁舎建設・改修工事の内容に変更が生じたため、契約の変更をする必要があるからでございます。

この件につきましては、昨年の12月議会定例会一般会計補正予算において御審議をいただき、御議決をいただきました公共工事請負契約約款に基づく工事請負代金の変更によるものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、議案第25号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

ただいま議題となりました議案第25号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案第25号の討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

12番・真野和久議員。

#### ○12番（真野和久君）

議案第25号に関して、反対討論を行います。

この件に関しては、既に12月議会の中でも討論を行い、反対を行いました。

契約金額の変更に関しては、資材や人件費等の値上がりという形での変更ではありました。ただ、今回の愛西市統合庁舎建設・改修工事の事業に関しては、庁舎統合における市民サービスの大幅な変更等に、市民からの意見等を十分に聞くことなく進められてきた経緯を踏まえ反対をしてきており、この議案に対しても反対をいたします。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第25号を採決いたします。

議案第25号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鬼頭勝治君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、3月4日午前10時より再開しますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時48分 散会

